

# 岩手県障がい者プラン

## 岩手県障がい福祉計画

### 第7期岩手県障がい福祉計画 第3期岩手県障がい児福祉計画

I	基本的事項	1
II	区域の設定	7
III	令和8年度の目標値	7
IV	各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10
V	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	27
VI	地域生活支援事業の実施に関する事項	28
VII	指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講じる措置	30
VIII	関係機関との連携に関する事項	31
IX	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項	31
X	計画の達成状況の点検及び評価	32
XI	圏域計画	33
	盛岡障がい保健福祉圏域	33
	岩手中部障がい保健福祉圏域	49
	胆江障がい保健福祉圏域	65
	両磐障がい保健福祉圏域	83
	気仙障がい保健福祉圏域	99
	釜石障がい保健福祉圏域	117
	宮古障がい保健福祉圏域	133
	久慈障がい保健福祉圏域	149
	二戸障がい保健福祉圏域	169



## I 基本的事項

### 1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22第1項の規定により、市町村が定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の達成に資するため、各市町村を通じた広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」という。）の提供体制について定める計画です。

また、令和6年3月に策定した「岩手県障がい者計画」においては、本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めていますが、「障がい福祉計画」は障がい福祉施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

### 2 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### 3 基本的理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自己決定の尊重の観点から、入所等<sup>1</sup>から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるインフォーマルサービス<sup>2</sup>の提供など、地域の社会資源を最大限活用してサービス提供体制の整備を進めます。

また、精神病床<sup>3</sup>における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

特に、入所等から地域生活の移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス提供体制の確保を目指します。

<sup>1</sup> 福祉施設への入所又は病院への入所のこと。

<sup>2</sup> 法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

<sup>3</sup> 病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるための病床。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に向けた取組を支援します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族が、障がいの疑いがある段階から身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の連携を図るとともに、支援体制の整備を図ります。

また、医療的ケア児<sup>4</sup>への各関連分野が連携した支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施できるよう、人材の確保・定着に取り組めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を推進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。

障がい者スポーツの一層の推進をはかるため、障がい者のスポーツへの参加機会の充実や障がい者スポーツの理解促進を図ります。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）や障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境や障がい者による情報の取得・利用と意思疎通環境の整備を図ります。

4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、3の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス<sup>5</sup>の保障

訪問系サービスの充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービス<sup>6</sup>の保障

日中活動系サービスの充実を図り、希望する障がい者に対する日中活動系サービスを保障します。

<sup>4</sup>人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

<sup>5</sup>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のこと。

<sup>6</sup>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスのこと。

③ グループホーム<sup>7</sup>等の充実及び地域生活支援拠点等<sup>8</sup>の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の利用推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進め、必要な機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援、定着支援及び選択支援事業の利用促進を図り、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対し、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援人材の育成を図るとともに、実態把握とその支援ニーズを踏まえた地域の支援体制づくりを推進します。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール及びギャンブル等<sup>9</sup>をはじめとする依存症対策について、県のアルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、地域において様々な関係機関と連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

⑦ 障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の確保

障がい者の重度化、高齢化等に適切に対応できるよう、入所施設の役割や機能を検討するとともに、サービスの質の向上を図ります

(2) 障がい児支援

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センター<sup>10</sup>について、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等と連携した重層的な支援体制の充実を図ります。児童発達支援センターの中核的な支援機能は次のとおりです。

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することも検討する必要があります。

<sup>7</sup> 共同生活援助を行う住居のこと。

<sup>8</sup> 地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保などの諸機能を地域で集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等のこと。

<sup>9</sup> 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。(ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第2条)

<sup>10</sup> 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。

また、障害児入所施設について、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担い、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うこと等、地域に開かれたものとする必要があり、加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要があります。

さらに、障がい児通所支援や障がい児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、市町村と緊密な連携を図ります。特に、障がい児入所支援については、入所している児童が18歳以降も大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があるほか、管内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しのもと、障害福祉計画・障害児福祉計画へ反映させていく必要があります。併せて障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行う必要があります。

加えて、障がい児通所支援事業所及び障がい児入所施設（以下「障がい児通所支援事業所等」という。）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要があります。

## ② 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、市町村や関係部局との連携体制を確保する必要があります。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要です。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、各地域の保健、保健医療、教育等の関係機関による連携体制を確保する必要があります。

放課後等デイサービス<sup>11</sup>等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要です。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要です。

## ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援

<sup>11</sup> 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。

センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援<sup>12</sup>等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要です。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、地域における重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズ、地域資源の状況等の支援体制の現状を把握するとともに、地域における課題の整理や支援体制の充実を図ります。

また、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野が連携を図るための協議の場を設置し、共通理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築の上、身近な地域において必要な支援を受けられるよう、体制の整備を図ります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、令和4年9月に設置した県医療的ケア児支援センターが医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うとともに、市町村に対しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を働きかけます。このコーディネーターについては、多分野にまたがる支援の利用を調整するとともに、協議の場に参画し地域課題の整理や地域資源の開発を行いながら、医療的ケア児支援のための「地域づくり」を推進する役割が期待されます。なお、今後の市町村の配置状況等を踏まえ、地域の実状に応じ、市町村単独での配置が困難な場合は、圏域での配置に向けた調整を促すほか、好事例の紹介・横展開等によりコーディネーターの資質の向上を支援します。

イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

ウ 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行います。

⑤ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、「協議の場」を設けて移行調整を進めます。

⑥ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、最も身近な市町村における相談支援体制の充実が図られるよう支援します。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要です。

<sup>12</sup> 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。

### (3) 相談支援

#### ① 相談支援体制の充実・強化

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

このため、相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、市町村に対し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組みます。

また、サービス等利用者数の増加に応じた計画策定体制の強化が図られるよう、市町村を支援します。

#### ② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進及び活性化

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。

また、障がい者等が安心して地域に住むことができるよう、発達障がい児者や重症心身障がい児者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者等への相談支援体制の充実に向け、県自立支援協議会において関係する専門機関と連携し、検討を行います。

さらに、県発達障がい者支援体制整備検討委員会<sup>13</sup>を設置し、地域における発達障がい者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証します。

#### ③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者が自ら希望する地域で安心して暮らしていけるようにするため、入所等している障がい者の地域生活移行への希望等を勘案した上で、市町村が計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保できるよう支援します。

また、入所等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、市町村が地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図れるよう支援します。

#### ④ 多様な障がいに対する支援

##### ア 発達障がい者等

県発達障がい者支援センターにおいて、各地域で対応が困難な発達障がいに関する相談支援等のより専門的な個別支援を行うとともに、地域自立支援協議会等、関係機関への助言を行い、各地域における支援体制の強化を図ります。

また、発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、保護者等へのペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援や、発達障がいの診断を専門的に行う医療機関の確保に取り組みます。

##### イ 高次脳機能障がい者

<sup>13</sup> 発達障害者支援法（平成 28 年法律第 64 号）第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として設置。



いわてリハビリテーションセンターを支援拠点機関として、支援コーディネーターによる相談支援を行うとともに、地域の関係機関による相談支援ネットワークの構築を促進します。

#### ウ 難病患者

患者個々の症状に応じて策定した支援計画に基づき、訪問相談や医療相談等を行います。

また、県難病相談支援センターにおいて、在宅で療養する難病患者の日常生活における相談・支援等を行い、療養生活の充実を図ります。

#### エ ひきこもり

当事者及び家族等の状況に合わせた相談及び支援を実施するため、県ひきこもり支援センター及び保健所において専門相談や訪問を実施します。

#### (4) 被災地の障がい福祉サービス（被災地のこころのケアの継続実施）

岩手県こころのケアセンターにおいて、保健所や市町村との連携・協働のもと、精神科医等の専門職による専門的なこころのケアを引き続き実施するとともに、市町村保健師等の支援者への支援、地域でこころのケアを担う人材の育成やこころの健康に係る普及・啓発など、地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

## II 区域の設定

次に掲げる現行の9障がい保健福祉圏域を区域とし、圏域ごとの障がい福祉計画を策定します。

圏域名	市町村
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江	奥州市、金ヶ崎町
両磐	一関市、平泉町
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石	釜石市、大槌町
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

## III 令和8年度の目標値

### 1 施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度 (B)		

人 2,029	人 1,890	人 139	人 113
------------	------------	----------	----------

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

65歳以上	65歳未満
【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度
人 986	人 676

(3) 精神病床における早期退院率

入院後3カ月時点の退院率		入院後6ヶ月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
直近の実績 (R2年度NDBデータ)	【目標値】 令和8年度	直近の実績 (R2年度NDBデータ)	【目標値】 令和8年度	直近の実績 (R2年度NDBデータ)	【目標値】 令和8年度
% 63.5	% 68.9	% 81.4	% 84.5	% 89.2	% 91.0

## 3 地域生活支援の充実

(1) 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を設置するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

(2) 令和8年度までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数	令和3年度	【目標値】 令和8年度
	158人	239人

(2) 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	令和3年度	【目標値】 令和8年度
	109人	161人

(3) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行支援事業所の割合	【目標値】 令和8年度
	50%

(4) 就労移行継続支援A型からの 一般就労移行者数	令和3年度	【目標値】 令和8年度
	19人	50人

(5) 就労移行継続支援B型からの 一般就労移行者数	令和3年度	【目標値】 令和8年度
	32人	65人

(6) 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度	【目標値】 令和8年度
	72人	127人

(7) 就労定着率 <sup>14</sup> 7割以上の就労定着支援事業所の割合 (令和8年度)	25%
--	-----

【活動指標】

項目	【見込値】 (令和8年度)
障がい者に対する職業訓練の受講者数	6人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	163人
福祉施設から障害者就業・生活支援センター事業への誘導者数	111人
福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	101人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置

地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備

- (2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

- (3) 令和8年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組の推進

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月）」に基づき、以下を県の「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」と位置づけ、その取組を推進します。

- ① 新生児聴覚検査でリファアとなった子の検査結果の把握について、特に里帰り出産等新生

<sup>14</sup> 過去6年間において、就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたりファールとなった子を追跡する方法について検討を行います。

- ② 関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしているため、岩手県聴覚障がい児支援体制検討協議会を開催します。
- ③ 岩手県立療育センター、岩手県立盛岡聴覚支援学校、岩手県立一関清明支援学校、岩手医科大学附属病院の連携により、難聴児支援のための中核機能としての体制の充実を図ります。
- ④ 難聴児の子育てに関する様々な情報提供のため、地域の相談窓口・療育機関等に関する情報を含む手引書を作成します。
- ⑤ 家族等からの相談等に対応して、多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、どの時期においても中立的な立場での相談対応や難聴児の発達に関する知見をもって、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、関係機関と連携した支援体制等の整備を行います。
- ⑥ 各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実になされるよう取り組みます。
- ⑦ 新生児聴覚検査でリファールとなった子と家族等が、各地域において適切な指導援助・支援を受けられるよう、各市町村のこども家庭センターとの連携について検討を行います。

(4) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保

(5) 令和8年度末までに、医療的ケア児及びその家族への支援を充実させるため、県医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等との連携を強化

(6) 令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため、県及び各市町村（市町村単独での対応が困難な場合は圏域）において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(7) 令和8年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、県において移行調整に係る協議の場を設置

## 6 相談支援体制の充実・強化等

- (1) 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
- (2) 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

# IV 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

## 1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		1,657	1,708
時間分			24,475	25,368	27,003
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。 居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する強度行動障害支援者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。				

(2) 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		54	60
時間分			9,254	9,666	10,024
事業の実施に関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。 居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する強度行動障害支援者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。				

(3) 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		296	315
時間分			2,039	2,320	2,676
事業の実施に関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				

見込量確保のための方策	<p>事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。</p> <p>居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する強度行動障害支援者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。</p>
-------------	---

(4) 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	30	36	47
	時間分	463	534	604	
事業の実施に関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	<p>事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。</p> <p>居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する強度行動障害支援者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。</p>				

(5) 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	利用単位数	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3,904	3,964	4,037
	人日分	72,976	74,720	76,000	
事業の実施に関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				

見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。
-------------	--

(2) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		66	66
人日分			699	699	761
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会において、地域ニーズの情報共有を図るとともに、事業者に対し共生型サービス <sup>15</sup> について周知するなど、参入を促進します。				

(3) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		186	195
人日分			3,349	3,611	3,850
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができますようにします。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会において、地域ニーズの情報共有を図るとともに、事業者に対し共生型サービスについて周知するなど、参入を促進します。				

(4) 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数			86
事業の実施に関する考え方	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援し、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<sup>15</sup> 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられたサービス

(月間量)	見込量	利用者数	287	303	313
		人日分	5,253	5,436	5,602
事業の実施に関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができますようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(6) 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	770	790	824
		人日分	15,297	15,798	16,541
事業の実施に関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができますようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。また、セミナーの開催等を通じ、就労支援に従事する職員の育成を図ります。				

(7) 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4,917	5,046	5,177
		人日分	89,935	92,624	95,515
事業の実施に関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができますようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。また、セミナーの開催等を通じ、就労支援に従事する職員の育成を図ります。				

(8) 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	109	117	127
事業の実施に関する考え方	一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援事業所）の参入を促進します。				

(9) 療養介護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------



(月間量)	見込量	利用者数	370	372	374
事業の実施に関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができますようにします。				
見込量確保のための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。				

(10) - ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	503	538	578
		人日分	3,179	3,402	3,675
事業の実施に関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組等を促進するとともに、指定短期入所事業所の確保に努めます。				

(10) - ②短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	21	22	26
		人日分	139	144	164
事業の実施に関する考え方	医療的ケアが必要な障がい者の短期入所の需要に対応するため、医療機関において宿泊を伴う一時的な短期入所サービスを安心して利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	医療機関が実施する短期入所事業所の確保に努めます。				

### 3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	36	40	50
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。				

(2) 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	2,280	2,333	2,379
事業の実施に関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。				

### (3) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1,992	1,972	1,950
事業の実施に関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保のための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

### (4) 地域生活支援拠点等

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	設置個所数	14	14	21
		コーディネーターの配置人数	9	9	15
		検証・検討実施回数	19	20	31
事業の実施に関する考え方	各市町村又は各圏域において少なくとも1つ以上設置するとともに、地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討を実施します。				
見込量確保のための方策	各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実にに向けた取組を支援します。				

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4,236	4,304	4,368
事業の実施に関する考え方	支給決定前にサービス利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				

見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。
-------------	---

(2) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	29	32	40
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等の入所者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(3) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	49	52	59
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

5 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	864	901	942
		人日分	5,290	5,560	5,836
事業の実施に関する考え方	療育の必要がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(2) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2,611	2,791	2,979
		人日分	30,823	32,977	35,149

事業の実施に関する考え方	学校に就学し、授業の終了後又は休業日に支援が必要な障がい児が、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。

### (3) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	154	171	190
	人日分	245	288	332	
事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園等に通う障がい児が、支援員の訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援などを、自分が通う保育所等で受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

### (4) 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	10	11	17
	人日分	26	38	71	
事業の実施に関する考え方	重症心身障がい児などの重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等を支援します。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

## 6 障がい児入所支援

### (1) 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	100	100	100
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	既存の福祉型障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

### (2) 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	55	55	55

事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。
見込量確保のための方策	既存の医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。

## 7 障がい児相談支援

### (1) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	984	1,052	1,125
事業の実施に関する考え方	通所給付決定やその変更決定に際し、障がい児の心身の状況、環境、ニーズ等を勘案し、「障がい児支援利用計画(案)」を作成するとともに、利用状況の検証等を行って見直しを行い、障がい児や保護者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

## 8 医療的ケア児等に対する支援

### (1) 県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	配置人数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援等を行うため、県医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置します。				
見込量確保のための方策	コーディネーターの支援を充実させるために、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等との連携を強化します。				

### (2) 市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	配置人数	33	37	44

事業の実施に関する考え方	市町村における医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。
見込量確保のための方策	コーディネーターを担う相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の養成を行います。

## 9 発達障がいに対する支援

### (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催回数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	「発達障がい者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障がい者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証します。				
見込量確保のための方策	既存の「発達障がい者支援体制整備検討委員会」を同協議会に位置づけ、定期的に教育委員会事務局と共同で開催します。				

### (2) 発達障がい者支援センター等による相談支援件数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	相談件数	3,605	3,604	3,602
事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいに関する相談支援等の個別支援を行います。				
見込量確保のための方策	岩手県立療育センターに県発達障がい者支援センターを開設し、専門の職員による相談支援を行います。				

### (3) 発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	助言件数	272	307	346
事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、関係機関への助言を行います。				
見込量確保のための方策	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、対応します。				

### (4) 発達障がい者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発件数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	研修・啓発件数	106	108	110

事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャーを設置し、外部機関や地域住民への研修や啓発に取り組みます。
見込量確保のための方策	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャーを設置し、対応します。

(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数等

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	受講者数 (保護者)		83	92
	実施者数 (支援者)		38	41	54
事業の実施に関する考え方	発達障がい者等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者を養成し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援に取り組みます。				
見込量確保のための方策	ペアレントトレーニング実践研修を開催し、保護者等の支援者に対するペアレントプログラム等の支援プログラム等の普及を図ります。				

(6) ペアレントメンターの人数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	人数		12	12
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の保護者等を支える人材の育成を図るため、ペアレントメンターの養成に取り組みます。				
見込量確保のための方策	ペアレントメンター養成講座を開催し、ペアレントメンターの養成を行うとともに、継続研修により活動中の者の資質向上を図ります。				

(7) ピアサポートの活動への参加人数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	参加人数		51	53
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供に取り組みます。				
見込量確保のための方策	市町村と連携してピアサポートの場の提供を促進するとともに、研修等によりピアサポートに対応する人材を養成します。				

10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数		47	47
	参加人数		392	392	415

事業の実施に関する考え方	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。
見込量確保のための方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場の充実を支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置に取り組みます。

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数	25	25	31
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。				
見込量確保のための方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場における目標設定及び評価の実施を支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置に取り組みます。				

(3) 精神障がい者の地域移行支援

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	19	19	31
事業の実施に関する考え方	精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(4) 精神障がい者の地域定着支援

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	20	20	31
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(5) 精神障がい者の共同生活援助

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	527	545	565



事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。

(6) 精神障がい者の自立生活援助

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	27	28	40
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。				

(7) 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	110	114	122
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する精神障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるようになります。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会において、地域ニーズの情報共有を図るとともに、事業者に対し共生型サービスについて周知するなど、参入を促進します。				

(8) 精神病床における退院患者の退院後の行き先

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	行き先	合計	304	304	304
	在宅		209	209	209
	障害福祉施設		35	35	35
	介護施設		54	54	54
	その他施設等		6	6	6
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するため、入院中の精神障がい者の退院後の行き先について状況を把握します。				

見込量確保のための方策	各精神科病院への照会等を通じて、入院中の精神障がい者の退院後の行き先について状況を把握します。
-------------	---

## 11 相談支援体制の充実・強化のための取組

### (1) 基幹相談支援センターの設置

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置市町村数	20	21	33
事業の実施に関する考え方	相談支援体制を充実・強化するため、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保を図ります。				
見込量確保のための方策	相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行います。				

### (2) 地域の相談支援体制の強化

#### ア 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	指導・助言件数	149	155	173
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

#### イ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	支援件数	34	34	45
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

#### ウ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数	90	91	99

事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。

エ 個別事例の支援内容の検証の実施回数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数	38	40	47
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

オ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	配置数	7	10	19
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

(3) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア 自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数	63	64	69
		参加事業者・機関数	242	242	245
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

イ 自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数

見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置数	67	67	69

	見 込 量	実施回数	307	307	311
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

## 12 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量 参加 市町村数	33	33	33
事業の実施に関する考え方	障がい福祉サービス等に係る研修を通じ、障がい福祉サービスの更なる質の向上を図ります			
見込量確保のための方策	研修の実施による障がい福祉サービス従事者の養成を行います。			

### (2) 計画的な人材養成の推進

#### ア 相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）の修了者数

見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量 初任者 研修 修了者 数	50	50	50
	現任 研修 修了者 数	50	50	50
	主任 研修 修了者 数	20	20	20
事業の実施に関する考え方	相談支援事業従事者が、障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するため、必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受ける等、更なる質の向上を図ります。			
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。			

#### イ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数

見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量 基礎 研修 修了者 数	150	150	150

	量	実践研修 修了者数	150	150	150
		更新研修 修了者数	150	150	150
事業の実施に関する考え方	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ります。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施によるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

ウ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	見込量	実施回数	1	1	1
		修了者数	45	47	50
事業の実施に関する考え方	相談支援事業従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を理解して、障害者等の意思を尊重した質の高いサービスが提供されるよう研修を実施します。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

(3) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施市町村数	27	27
事業の実施に関する考え方	障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。			
見込量確保のための方策	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、必要に応じ、分析結果を事業所や関係自治体等と共有すること等により事業所の適正な運営を図ります。			

V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定障害者支援施設 <sup>16</sup>	2,145	2,145	2,145

<sup>16</sup> 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。

指定障害児入所施設等 <sup>17</sup>	576	576	576
--------------------------	-----	-----	-----

## VI 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

### 1 必須事業

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障害者支援センター運営事業	1	600	1	600	1	600	県立療育センターに設置して運営
高次脳機能障害支援普及事業	1	100	1	100	1	100	いわてリハビリテーションセンターに委託して実施
障害児等療育支援事業	1		1		1		県立療育センターで実施

#### (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	実施に関する考え方
手話通訳者・要約筆記者養成研修	修了者数 [登録者数]	20 [20]	20 [20]	20 [20]	法人・団体等に委託して実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	修了者数 [登録者数]	10 [10]	10 [10]	10 [10]	〃
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	55	55	55	〃
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣件数	230	230	230	〃
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	10	10	10	〃

#### (3) 広域的な支援事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	実施に関する考え方
精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）	会議開催見込数	36	36	36	1圏域当たり年4回以上開催
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催見込数	2	2	2	

<sup>17</sup> 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。

## 2 主な任意事業

事業名		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	実施に関する考え方
障害支援区分認定調査員研修	修了者数	70	70	70	各市町村から2～3名程度受講
市町村審査会委員研修	修了者数	10	10	10	各審査会から1名程度受講
相談支援従事者初任者研修（再掲）	修了者数	50	50	50	法人・団体等に委託して実施
相談支援従事者現任研修（再掲）	修了者数	50	50	50	〃
相談支援従事者主任研修（再掲）	修了者数	20	20	20	〃
サービス管理責任者等基礎研修（再掲）	修了者数	150	150	150	〃
サービス管理責任者等実践研修（再掲）	修了者数	150	150	150	〃
サービス管理責任者等更新研修（再掲）	修了者数	150	150	150	〃
障害者ピアサポート研修事業（基礎研修）	修了者数	17	17	17	〃
障害者ピアサポート研修事業（専門研修）	修了者数	15	15	15	〃
強度行動障害支援者養成研修	修了者数	100	100	100	基礎研修、実践研修を履行した者
オストメイト社会適応訓練事業	受講者数（延べ）	300	300	300	法人・団体等に委託して実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	受講者数	2	2	2	〃
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数（延べ）	360	360	360	〃
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	県立視聴覚障がい者情報センターに設置
字幕入り映像ライブラリー事業	制作数	140	140	140	県立視聴覚障がい者情報センターで実施
点字による即時情報ネットワーク事業	利用者数	45	45	45	法人・団体等に委託して実施
身体障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	養成者数（派遣件数）	6 (90)	6 (90)	6 (90)	〃
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	受講者数	17	17	17	〃
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	1	1	1	〃
身体障がい者補助犬育成事業	育成数	1	1	1	〃

芸術文化活動振興事業	回 (参加者数)	2 (12,000)	2 (12,000)	2 (12,000)	〃
レクリエーション活動 等支援事業	回 (参加者数)	20 (2,570)	20 (2,630)	20 (2,690)	〃
障がい者110番事業	設置数	1	1	1	〃
障害者就業・生活支援セ ンター事業	実施見込み 箇所数	9	9	9	各障がい保健福祉 圏域に設置

## VII 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

### 1 サービスの提供に係る人材の養成

#### (1) 人材の確保

福祉人材センターやハローワーク等との連携を強化し、マッチング支援や就職フェアの開催等の取組を通じ、障がい福祉等支援に係る人材の確保を支援します。

また、福祉人材センターと連携し、小学生、中学生及び高校生等を対象として福祉の職場で働いている職員等による出前講座を実施するなど、福祉の仕事の理解を促進し、将来の福祉人材を確保する取組を進めます。

#### (2) 人材の養成

障がい者等に適切なサービスを提供するためには、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが必要です。

このため、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援従事者初任者研修等の計画的な実施により、サービス提供に係る専門職員を養成するとともに、経験年数に応じたフォローアップ研修等を行いスキルアップを図ります。

なお、地域の相談支援体制において、地域課題について協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者として、主任相談支援専門員を養成するとともに、フォローアップ研修の実施を支援します。

また、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を実施し、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を養成するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成に努めます。

さらに、障がい者等の特性に応じた支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対する強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、必要に応じ専門性の高い意思疎通支援者の養成研修や、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から障害者ピアサポート研修を実施します。

### 2 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障害福祉サービス等支援の質の向上を図るための方策として、社会福祉法に基づく第三者評価の実施が考えられることから、事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できる体制を整備するとともに、事業者が第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

また、障害福祉サービス等情報公表制度について、事業者への制度周知及び利用者等への普及啓発に取り組みます。



## VIII 関係機関との連携に関する事項

### 1 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

- ・ 障がい者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、地域における課題整理や支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者等が安心・安全に生活するため、保健、福祉、医療関係者の各部門が緊密に連携し、サービス提供主体である市町村において、障がい者等が必要とするときに適切な助言やサービスを提供できる体制が強化されるよう支援します。
- ・ 障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。
- ・ 地域における医療・福祉・行政等の関係機関の連携により、地域における相談支援や社会リハビリテーションを提供できる体制の整備を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターにおいて、求職活動支援や職場定着支援等の就労に関する相談支援と日常生活支援を一体的に行うとともに、ハローワーク等と連携し地域における就労支援ネットワークづくりを進めます。
- ・ 障がい者就労支援事業所の整備とともに、障がい者就労支援事業所から一般就労への移行が円滑に図られるよう、保健、医療、福祉、教育及び労働等の関係機関の連携を一層推進します。
- ・ 障がい者スポーツ大会をはじめとする様々なスポーツ・文化芸術活動や施設等サービス事業者の活動などで、障がい者の様々な生活場面において、各種ボランティア団体・個人が積極的に活動できるよう、県・市町村ボランティアセンターと連携し、活動のコーディネート等の支援を行います。

### 2 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

- ・ 障がい者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、地域における課題整理や支援体制の充実を図ります（再掲）
- ・ 障がい者等が安心・安全に生活するため、保健、福祉、医療関係者の各部門が緊密に連携し、サービス提供主体である市町村において、障がい者等が必要とするときに適切な助言やサービスを提供できる体制が強化されるよう支援します（再掲）
- ・ 県内どの地域でも、個々の障がい児とその家族の多様なニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、各地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携した地域療育支援体制の充実に向けて、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

## IX その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項

### 1 障がいを理由とする差別や不利益な取扱いの解消

平成 22 年に制定された障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、障がい者に対する不利益な取扱いに関する普及啓発を進めるとともに、相談窓口職員に対する研修等を通じて、市町村及び福祉関係団体等における不利益な取扱いの解消に向けた活動を促進します。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（令和 3 年法律第 56 号）を踏まえ、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務化を推進するため、県民や事業者への周知を図るとともに、地域協議会における関係機関の連携や啓発活動等の取組を推進します。

## 2 障がい者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づき、県障がい者権利擁護センターを運営するとともに、24 時間 365 日の相談窓口を設置します。

また、市町村虐待防止センターの活動支援や、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などについて定めたマニュアルの周知、市町村や事業者等を対象とした研修会の開催などを行います。

また、障がい者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度を始めとする権利擁護に関する制度の周知や利用促進を図るとともに、成年後見制度の担い手の裾野を広げていくため、市民後見人や法人後見団体の育成等を支援します。

## 3 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会等を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及に努めます。

## 4 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進を図るため、障がい者芸術活動支援センターを設置し、次のような支援を推進します。

- (1) 文化芸術活動に関する相談支援
- (2) 文化芸術文化活動を支援する人材の育成
- (3) 関係者のネットワークづくり
- (4) 芸術文化活動に参加する機会の創出
- (5) 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (6) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

## 5 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成や派遣体制の整備を行います。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）を踏まえ、障がい当事者による ICT 活用等の促進に向けた取組を推進します。

## 6 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じた利用者の安全確保に向けた取組を支援します。

## X 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等に係る成果目標及び活動指標について実績を把握して分析・評価を行い、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会等に報告して意見を求め、所要の対策を講じていきます。

## XI 圏域計画

岩手県障がい者プラン	盛岡障がい保健福祉圏域計画
------------	---------------

### 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	6,084	34	91	37	19	137	160	324	564	422	4,296
2	2,519	4	24	12	9	42	67	122	242	198	1,799
3	2,595	10	28	20	8	49	57	136	246	177	1,864
4	3,533	4	30	7	6	30	52	134	283	214	2,773
5	922	0	7	4	2	10	23	46	98	90	642
6	971	3	5	5	2	17	32	46	96	57	708
計	16,624	55	185	85	46	285	391	808	1,529	1,158	12,082

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	1,477	275	1,081	121
B	2,687	493	1,964	230
計	4,164	768	3,045	351

区分	計	級	計
入院患者数	963	1	1,390
通院患者数	8,996	2	3,054
合計	9,959	3	914
合計			5,358

### 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

- (1) 身体障がい者は減少傾向にありますが、知的障がい者、精神障がい者は増加しています。障がい児(者)が地域において自立した日常生活又は社会生活を送るためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応するために必要な相談支援体制の充実・強化が不可欠です。
- (2) 入所施設や精神科病院等から退所・退院し、地域での生活を希望する障がい者が安心して暮らせるよう、地域移行に向けた、居住の場であるグループホームの確保、ヘルパーなどの24時間の支援体制の整備、交通手段の確保等、関係機関の連携による支援体制の構築が必要です。
- (3) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者については増加していますが、就労移行支援や定着支援の利用等により、引き続き一般就労への移行と定着を進める必要があります。また、就労継続支援事務所等における圏域内の平均工賃は、県平均を下回る状況にあり、工賃の向上が課題です。
- (4) 圏域内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所は、都市部に偏在しており、その他の地域との社会資源の格差が生じています。

...

【今後の方向性】

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)、難病患者等の障がい等の種別に関わらず、適切な障害サービスを受けることができるよう相談支援事業所や基幹相談支援センター等の整備について、管内市町の取組を支援するとともに、圏域内で研修を開催

し、相談支援を担う人材を育成します。

- (2) 入所施設や精神科病院等から退所・退院した障がい者が、希望する地域で安心して生活することができるよう、管内市町、盛岡広域圏障がい者自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域生活への移行を支援します。また、引き続き地域生活に必要な社会基盤であるグループホームの整備等に向けた管内市町の取組を支援します。
- (3) 管内市町、障害者就業・生活支援センター及び盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援部会などの関係機関と連携し、受け入れ企業の開拓や企業の障がい者に対する理解を促進し、地域で生活する障がい者の一般就労への移行を推進します。また、就労継続支援事業所からの物品や役務調達を推進し、工賃の向上を図ります。
- (4) 障がい児(者)が身近な地域で希望するサービスを利用することができるよう、管内市町のサービス基盤の整備を支援します。また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、管理者向けの研修会等を開催します。

### 3 地域移行と一般就労移行の数値目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
504	479	25	33

#### (2) 地域生活支援の充実

##### ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)  6	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		4	2

##### イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
4	5	4	5	5	6

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
82	115	62	85

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
14	21	9	17

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
45	71	25%	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
9

(内訳)

市町村単独	圏域
4	5

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
32

(内訳)

市町村単独	圏域
17	15

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
16

(内訳)

市町村単独	圏域
8	8

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
12		4	8

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
8		3	1

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)	(内訳)	市町村単独	圏域
13		12	1

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)	(内訳)	市町村単独	圏域
5		3	2

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)	
8	

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)	
8	

7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	589	611	632
	時間分	11,608	12,073	12,538	
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、圏域内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるように支援します。				
見込量確保のための方策	身近な地域で質の高い支援が受けられるよう、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図るとともに、必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	37	40	44
	時間分	7,281	7,587	7,923	
事業の実施に関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、圏域内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるように支援します。				
見込量確保のための方策	身近な地域で質の高い支援が受けられるよう、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図るとともに、必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	84	97	115
	時間分	1,040	1,270	1,570	
事業の実施に関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、圏域内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるように支援します。				
見込量確保のための方策	身近な地域で質の高い支援が受けられるよう、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図るとともに、必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	18	20	23
		時間分	313	367	420
事業の実施に 関する考え方	居宅介護、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、圏域内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるように支援します。				
見込量確保の ための方策	身近な地域で質の高い支援が受けられるよう、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図るとともに、必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		利用単位数	0	0	0
事業の実施に 関する考え方	過去の実績等を踏まえて、見込量は設定しておりません。				
見込量確保の ための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1,174	1,203	1,236
		人日分	22,321	23,545	24,209
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設等において、常に介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間において、介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などの支援を行います。				
見込量確保の ための方策	今後も質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と協力してサービスの向上を図ります。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	9	9	12
		人日分	137	137	177
事業の実施に 関する考え方	入所施設・病院を退所・退院した者、特別支援学校の卒業生等で地域生活を希望する障がい者に対し、身体機能の維持や回復に必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの必要な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	関係機関や事業者と連携し、必要な見込み量の確保を図ります。				



### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		45	47
人日分			816	943	1,038
事業の実施に関する考え方	入所施設・病院を退所・退院した者、特別支援学校の卒業者等で地域生活を希望する障がい者に対し、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者等と連携し、必要な見込み量の確保を図ります。				

### エ 就労選択支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数			55
人日分					
事業の実施に関する考え方	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援し、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように支援します。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者等と連携し、必要な見込み量の確保を図ります。				

### オ 就労移行支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		173	178
人日分			3,449	3,526	3,580
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のために必要な相談その他の支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者等と連携してサービス向上及び必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

### カ 就労継続支援A型

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		330	334
人日分			6,802	6,978	7,174
事業の実施に関する考え方	一般企業などに雇用されることが困難な障がい者などのうち、就労移行支援を利用してもなお雇用に至らない方などに対し、生産活動などの活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保を図るとともに、相談支援事業者や就労継続支援事業者と連携を図り、必要なサービス利用につながるよう支援に努めます。				

## キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1,608	1,676	1,743
	人日分	29,985	31,342	32,854	
事業の実施に関する考え方	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労移行支援を利用して雇用に至らなかった者などに対し、生産活動などの活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保を図るとともに、相談支援事業者や就労継続支援事業者と連携を図り、必要なサービス利用につながるよう支援に努めます。				

## ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	61	64	67
事業の実施に関する考え方	一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保を図るとともに、相談支援事業者や就労継続支援事業者と連携を図り、必要なサービス利用につながるよう支援に努めます。				

## ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	112	113	115
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、医療機関において機能訓練、療養上の管理・看護、介護及び日常生活の支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所(福祉型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	243	262	282
	人日分	1,247	1,344	1,453	
事業の実施に関する考え方	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に対して、施設への短期間の入所による入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援を行います。				

見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保に努めます。
-------------	--

(イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	9	9	10
	人日分	63	63	68	
事業の実施に関する考え方	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に対して、医療機関への短期間の入所による入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力して必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	7	7	11
事業の実施に関する考え方	施設やグループホームを利用していた障がい者で1人暮らしを始める人に対し、定期的に居宅を訪問して必要な助言などの支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

イ 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	756	776	797
事業の実施に関する考え方	単身での生活に不安のある障がい者に対し、安定した地域生活の維持に向けて、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、食事の介護・その他日常生活に必要な相談援助などの支援を行います。				
見込量確保のための方策	障がい者の地域移行を促進するため、地域における居住の場として整備していく必要があります。地域の理解を深めながら、関係機関や利用者と連携して、サービス提供基盤の充実に努めます。				

ウ 施設入所支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	494	489	485
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設に入所する人に対して、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行います。				

見込量確保のための方策	施設入所待機者及び既存の入所者のニーズと地域移行の状況等を踏まえながら、引き続き必要な支援が受けられるよう関係機関との調整に努めます。
-------------	---

## エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置箇所数		4	4
	コーディネーターの配置人数		4	4	5
	検証・検討回数		5	5	6
事業の実施に関する考え方	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談機能の強化のほか、緊急時の受け入れ対応などの強化を図り、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制の整備を進めます。				
見込量確保のための方策	関係機関における先進事例の勉強会などを通じて、地域の実情に応じた必要な拠点数を整備します。				

## (4) 相談支援

### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		2,480	2,498
事業の実施に関する考え方	障がい者の自立した生活を支え、各自の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。				
見込量確保のための方策	障がい者が、個別の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、相談支援事業者、基幹相談支援センター等との連携を図りながら、必要なサービス見込み量の確保に努めるとともに、地域で必要とされる相談支援専門員の確保を図ります。				

### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		7	7
事業の実施に関する考え方	施設や病院に入所・入院している障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するために必要な相談援助を行います。				
見込量確保のための方策	退院・退所可能又は退院した施設入所者等に対して周知を行い、地域移行に向けた利用促進を図っていきます。				

### ウ 地域定着支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	7	8	11
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	373	391	409
	人日分	2,978	3,091	3,205	
事業の実施に関する考え方	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	障がい児の保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と連携して支援技術の向上及び必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

### イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1,172	1,276	1,388
	人日分	15,652	17,029	18,518	
事業の実施に関する考え方	学校に就学している障がい児を、放課後又は夏休み等の学校の休業日に施設通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	障がい児の保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と連携して支援技術の向上及び必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

### ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	43	48	54
	人日分	55	62	70	
事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児、又は今後利用する予定の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	障がい児の保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。				

### エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見込量	利用者数	4	4	5
		人日分	12	12	15
事業の実施に関する考え方	重度の障がい等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	重症心身障がいなど重度障がい児のニーズ把握などを行いながら、関係機関や事業者と連携してサービス見込み量の確保に努めます。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	35	35	35
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の充実に努めます。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	14	14	14
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の充実に努めます。				

## (7) 障がい児相談支援

### 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	526	575	625
事業の実施に関する考え方	障害児通所支援を利用する際に、サービスの利用を通じて本人や家族が希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用後には定期的に計画を見直し、必要なサービスの利用調整を行います。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員や事業所が不足している状況であるため、関係機関と連携して事業者の確保を図ります。				

## (8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### 市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	----	-------	-------	-------

	配置人数	12	13	13
事業の実施に関する考え方	医療的ケアが必要な重度の障がい児と家族が安心して必要な支援を受けるために、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。			
見込量確保のための方策	医療的ケア児とその家族のニーズに対応するため、制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

### (9) 発達障がいに対する支援

#### ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数	22	22	30
事業の実施に関する考え方	保護者等、支える家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法等を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施します。			
見込量確保のための方策	制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

#### イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	1	1	4
事業の実施に関する考え方	発達障がい児(者)を支える保護者等が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して情報提供等を行うペアレントメンターの養成を支援します。			
見込量確保のための方策	制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

#### ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	27	27	30
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを持つ本人同士や、保護者同士等が交流したり、互いに支え合ったりする場の提供や活動を支援します。			
見込量確保のための方策	制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

### (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	見込量	開催回数	9	9	10
		参加者数	73	73	74

事業の実施に関する考え方	精神障がい者が、地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健、医療及び福祉関係者による連携を図るため、関係者による協議の開催を支援します。
見込量確保のための方策	協議に参画するなどにより、関係機関と連携して必要な協議が開催できるよう努めます。

#### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数	6	6	7
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が、地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健、医療及び福祉関係者による連携を図るため、関係者による協議の開催を支援します。			
見込量確保のための方策	協議に参画するなどにより、関係機関と連携して必要な協議が開催できるよう努めます。			

#### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	6
事業の実施に関する考え方	施設や精神科病棟に入院している精神障がい者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する環境を整えます。			
見込量確保のための方策	新設事業であり、制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

#### エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	5
事業の実施に関する考え方	居宅において一人暮らしをしている精神障がい者や家庭の状況等により同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、緊急時における連絡、相談等のサポート体制の整備を支援します。			
見込量確保のための方策	新設事業であり、制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			

#### オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	244	253	261
事業の実施に関する考え方	単身での生活に不安のある精神障がい者に対し、安定した地域生活の維持に向けて、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、食事の介護・その他日常生活に必要な相談援助などの支援を行います。			
見込量確保のための方策	制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して必要なサービス見込み量の確保に努めます。			



### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		4	5
事業の実施に関する考え方	施設を利用していた精神障がいのある人が一人暮らしをはじめた時に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な支援を行います。			
見込量確保のための方策	障がい者の地域移行を促進するため、地域における居住の場として整備していく必要があります。地域の理解を深めながら、関係機関や利用者と連携して、サービス提供基盤の充実に努めます。			

### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		27	30
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する精神障がい者が、圏域内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるように支援します。			
見込量確保のための方策	自立支援協議会において、地域ニーズの情報共有を図るとともに、事業者に対し共生型サービスについて周知するなど、参入を促進します。			

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36	42	53
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	14	14	19
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	34	34	37

## 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（市町村数）	8	8	8
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（実施回数）	29	29	29

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		8	8	8	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		6	6	6	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		8	8	8	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	3	3	5	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	2	3	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		3	3	3	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	9	10	10	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	1	4	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	99	99	100	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	4	4	5	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	35	41	46	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	69	73	78	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	66	63	59	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	85	85	85	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	10,552	10,768	10,980	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕	件	12	12	12	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	72	79	79	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	153	157	161	実利用見込者数
	時間	6,702	6,827	6,962	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	22	22	23	箇所数
	人	766	815	868	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	22	22	22	箇所数
	人	44	45	46	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	2,939	19	36	18	9	45	66	132	245	184	2,185
2	1,176	1	13	6	2	14	29	51	89	86	885
3	1,451	5	14	6	5	20	17	56	113	70	1,145
4	1,981	2	8	3	0	12	28	64	138	109	1,617
5	581	0	4	1	0	8	13	24	44	41	446
6	579	2	5	1	0	7	10	17	45	31	461
計	8,707	29	80	35	16	106	163	344	674	521	6,739

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	656	115	446	95
B	1,402	166	1,072	164
計	2,058	281	1,518	259

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	466	1	475
通院患者数	3,981	2	1,219
合計	4,447	3	337
		合計	2,031

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

### (1) 相談支援体制の充実

障がい者数の増加、多様化する相談に対して相談支援専門員1人当たりの対応件数等が増加してきていることや、障がい者の高齢化により関係機関との連携が必要となっています。

### (2) 障がい者の地域生活支援

地域での生活を実現するには、経済的な自立や在宅サービスの充実が課題となっています。また、障がいに応じた医療的ケアや福祉サービスが適切に利用できることが重要となっています。

### (3) 就労支援

就労への意識が高まっているが、障がい特性や能力等を企業や職場一人ひとりが把握し理解することが重要となっています。

### (4) 障がい福祉サービスの充実

サービス事業所での人材不足に加え、障がい者本人や家族の高齢化に伴い、介護サービスとの併用や関係機関との綿密な連携が必要なケースが増えています。

### (5) 障がい児等への療育の充実

障がい等のある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行い、障がい等の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげる必要があります。

【今後の方向性】

### (1) 相談支援体制の充実

多様な障がいのある人の実態を把握するとともに、多様なニーズに対応するため、地域における相談支援体制の一層の充実を図るためにも相談支援に関わる人材のスキルアップとネットワ

ーク体制の強化を進めます。

**(2) 障がい者の地域生活支援**

地域住民の障がい者に対する理解が深まるよう、周知啓発を行います。また、地域移行のニーズ把握に努めるとともに、地域移行が円滑に行われるよう、関係機関と協力して支援体制の構築を目指します。

**(3) 就労支援**

就労移行支援、就労継続支援を行う事業所等に働きかけを行うなど、新たな就労の場の拡大に努めます。

**(4) 障がい福祉サービスの充実**

相談支援のスキルアップや計画の質の向上を図ります。また、事業所の各種研修参加により、利用者への支援方法や専門性の向上に努めます。

**(5) 障がい児等への療育の充実**

健康診査等により早期発見を図るとともに、障がい等の程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を目指します。また、障がい児支援を適切に行うために、ライフステージに応じた切れ目ない支援を目指します。

**3 地域移行と一般就労移行の数値目標**

**(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行**

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
305	295	10	20

**(2) 地域生活支援の充実**

**ア 地域生活支援拠点等**

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		4	0

**イ 運用状況の検証及び検討**

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
4	4	4	7	4	4

**(3) 福祉施設から一般就労への移行等**

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
32	47	20	30

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
0	6	10	14

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
10	17	25%	

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
		3	1
4			

##### (2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
		6	1
7			

##### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
		4	2
6			

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
6

(内訳)

市町村単独	圏域
4	2

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
3

(内訳)

市町村単独	圏域
2	1

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)
9

(内訳)

市町村単独	圏域
8	1

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
4

(内訳)

市町村単独	圏域
4	0

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	279	280	282
	時間分	4,207	4,452	4,707	
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に、身体介護、家事援助、通所介助等適切なサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	3	3
	時間分	646	656	656	
事業の実施に関する考え方	重度の肢体不自由者や知的・精神障がい者で行動障がいがあり常に介護を必要とする人に、障がいの特性に応じた介護等の総合的な支援を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	23	25	26
	時間分	282	306	320	
事業の実施に関する考え方	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、視覚的情報の支援、移動時の援護を総合的に提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

エ 行動援護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見込量	利用者数	2	3	3
		時間分	38	48	48
事業の実施に関する考え方	行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がい者等に、移動中の危険回避等必要な支援を適正に提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

#### オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
		利用単位数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	555	556	558
		人日分	10,430	10,498	10,576
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	4	4
		人日分	58	58	58
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等へ、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

### ウ 自立訓練（生活訓練）



サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	50	55	60
		人日分	761	863	965
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等へ、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		11	13
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	障がい者本人が就労先等について良い選択ができるよう、本人と支援側が共に整理・評価することにより、適正なサービスにつなげます。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	45	49	52
		人日分	714	760	791
事業の実施に 関する考え方	一般企業への就労を希望する障がい者に、適性に合った職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## カ 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	101	103	105
		人日分	1,961	2,022	2,083
事業の実施に 関する考え方	一般企業での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	792	805	819
		人日分	14,408	14,753	15,099
事業の実施に 関する考え方	一般企業での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓、生産活動の機会の提供など、様々な就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	20	22	23
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者との相談を通じて、就労定着のための生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決のために必要となる支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	47	48	48
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。				
見込量確保の ための方策	療養介護事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、医療機関等関係事業所と連携を図り、サービス提供量の確保に努めます。				

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	49	51	52
		人日分	437	451	456
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、施設への短期の入所による入浴、排泄及び食事等の介護、その他必要な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	3	3	3
		人日分	29	29	29
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護が必要な地域で生活する障がい者に対して、介護する人が病気等の場合に、施設への短期の入所による入浴、排泄及び食事等の介護、その他必要な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	医療機関、関係機関と連携を図り、サービスの確保を図るとともに、事業所等に必要な情報提供を行います。				

### (3) 居住系サービス ア 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	6	6	6
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時適切な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	事業所等と連携して利用者ニーズを把握し、サービス提供体制の整備に努めます。				

### イ 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	382	386	390
事業の実施に 関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の医事に向けて相談支援の充実を図ります。				
見込量確保の ための方策	また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術の向上を図ります。				

### ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	302	300	298
事業の実施に 関する考え方	施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業所と連携して援助技術の向上を図り、サービスの質の向上に努めます。				
見込量確保の ための方策	利用者のニーズや状況に適した居住の場の確保に努めます。				

### エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

	見 込 量	設置箇所数	3	3	4
		コーディネーターの配置人数	1	1	3
		検証・検討回数	4	7	4
事業の実施に関する考え方	障がいがある人の地域生活を支援する多面的な機能を集約させた施設を整備し、圏域の生活支援の拠点となるようにします。				
見込量確保のための方策	圏域における地域生活拠点の有する機能の充実に努めます。				

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	426	436	445
事業の実施に関する考え方	サービスの利用を希望する障がい者に対し、心身の状況や解決すべき課題等について総合的なアセスメントを行い、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画が作成できるよう支援します。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の養成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制の充実に図ります。				

##### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
事業の実施に関する考え方	障がい者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。				
見込量確保のための方策	障害福祉サービス等の利用者に対して計画的な支援を行うために、相談支援事業者と連携し、サービスの提供・充実に努めます。				

##### ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
事業の実施に関する考え方	施設に入所又は精神科病院地域生活に移行し、単身生活又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				

見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、サービス供給量の確保に努めます。
-------------	---

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	171	177	183
	人日分	1,206	1,297	1,385	
事業の実施に関する考え方	就学前の障がい児が、日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応等の訓練が受けられるよう支援します。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、サービス供給量の確保に努めます。				

### イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	547	591	638
	人日分	5,494	5,788	6,085	
事業の実施に関する考え方	就学している障がい児が、必要に応じた生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の訓練が受けられるよう、サービスの充実を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

### ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	11	14	18
	人日分	12	15	23	
事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児、又は今後利用する障がい児に対し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

### エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	外出することが著しく困難な重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。				

見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。
-------------	--

(6) 障がい児入所支援

ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	10	10	10
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい児に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者尾連携して援助技術及びサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実を図ります。				

イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	10	10	10
事業の実施に関する考え方	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対する保護、治療及び日常生活の指導の実施を支援します。				
見込量確保のための方策	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。				

(7) 障がい児相談支援

障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	136	142	148
事業の実施に関する考え方	サービスの利用を希望する障がい児に対し、心身の状況や解決すべき課題等について総合的なアセスメントを行い、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画が作成できるよう支援します。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数		8	8	9
事業の実施に関する考え方	サービスの利用を希望する障がい児に対し、心身の状況や解決すべき課題等について総合的なアセスメントを行います。				

見込量確保のための方策	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携・調整を行い、適切なサービスの利用に努めます。
-------------	---

(9) 発達障がいに対する支援

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数	12	14	16
事業の実施に関する考え方	こども療育センターで実施している支援プログラムを継続実施し、障がい特性を理解した対応ができるよう、支援体制の確保に努めます。			
見込量確保のための方策	ペアレントトレーニング等のプログラムの受講を支援します。			

イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	4	4	4
事業の実施に関する考え方	先行事例の情報を収集し、体制の検討を進めます。			
見込量確保のための方策	ペアレントトレーニング等のプログラムの受講を支援します。			

ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	6	6	7
事業の実施に関する考え方	先行事例の情報を収集し、体制の検討を進めます。			
見込量確保のための方策	ピアサポート活動についての啓発活動を支援します。			

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	見込量	開催回数	8	8	8
		参加者数	70	70	70
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議を行います。				
見込量確保のための方策	保健・医療・福祉関係者による協議の支援を行います。				

イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

	実施回数	6	6	6
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議を行います。			
見込量確保のための方策	保健・医療・福祉関係者による協議の支援を行います。			

#### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	精神障がい者の相談に対応し、地域生活の準備のための同行支援・入所支援等を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

#### エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	在宅で生活する精神障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談に対応し必要な支援を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

#### オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	102	107	113
事業の実施に関する考え方	共同生活を営む住居に入所している精神障がい者に、日常生活上の支援を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	精神障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）



サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		24	24
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が自立した日常生活・社会生活が送れるように、訓練や助言の支援を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	33	33	35
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	5	5	7
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	19	19	21

## 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (実施回数)	2	2	2

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		3	3	3	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		3	3	3	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		4	4	4	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	2	3	4	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	3	4	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		2	2	3	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	5	5	5	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		3	3	4	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	495	500	505	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	16	16	16	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	11	12	14	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	21	23	26	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	59	59	61	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	61	61	62	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	6,506	6,678	6,973	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	6	6	6	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	28	29	30	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	50	50	50	実利用見込者数
	時間	1,103	1,103	1,103	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	6	6	6	箇所数
	人	212	213	214	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	18	18	18	箇所数
	人	21	21	21	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	1,642	10	25	8	8	28	40	64	141	120	1,198
2	688	1	5	3	2	11	32	36	83	51	464
3	716	0	8	1	1	2	13	28	46	31	586
4	1,222	1	10	3	2	7	23	32	70	83	991
5	344	0	0	1	1	1	11	18	31	20	261
6	370	0	2	0	1	3	13	13	22	21	295
計	4,982	12	50	16	15	52	132	191	393	326	3,795

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	441	54	325	62
B	903	120	669	114
計	1,344	174	994	176

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	282	1	403
通院患者数	2,224	2	686
合計	2,506	3	176
		合計	1,265

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するにあたり、自宅に戻る際の受入れ体制の整備やグループホーム等の居住の場の確保など、地域生活に移行し定着するための支援体制の構築が必要です。
- (2) 家族の支援等に必要な短期入所施設や放課後デイサービス事業所について、職員や施設の不足等により、事業所の受け入れ可能人数より利用希望者が多い状態となっています。サービス提供事業所の確保が必要となっています。
- (3) 圏域の福祉的就労（障がい者就労支援事業所等）について、令和4年度の平均工賃が県の平均（実績）値を下回るなど、障がい者の方々の経済的自立が難しい状況にあります。企業の理解を一層促進することが必要となっています。  
また、就労継続支援A型・B型事業所から一般就労への移行者が少ない現状にあります。一般就労に結びつくよう胆江障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化する必要があります。
- (4) 災害時における障がい者の方々の避難誘導や安否確認、福祉避難所運営などの対応を整える必要があります。
- (5) ひきこもり状態<sup>※1</sup>の長期化やひきこもりの状態にある方々の高年齢化が問題となっており、圏域の状況についての把握が課題となっています。

【今後の方向性】

- (1) 障がい者の方々の地域生活への移行支援

- 障がい者の方々が希望する地域に必要な福祉サービスを利用できるよう、市町の地域自立支援協議会を通じ、障がい福祉サービス事業者や市町等と連携してサービスの充実と質の向上を支援します。
- 障がい者の方々が安心して適切な相談支援が受けられるよう、市町における相談支援体制の充

実・強化のための取組を支援します。

- 地域生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な障がい者の方々のため、市町の地域自立支援協議会をはじめ、相談支援事業所、精神科病院などの関係機関と連携して、地域生活への移行を支援します。
- より良い地域共生社会の実現のため、市町の重層的支援体制整備事業等、包括的な支援体制の構築の支援を行います。

(2) 障がい者の方々の一般就労<sup>※2</sup>に向けた支援

- 障害者就業・生活支援センター<sup>※3</sup>、市町の地域自立支援協議会を通じ、受入企業の開拓や、企業の障がい者の方々への理解を促進することにより、障がい者の方々の一般就労及び就労定着に向けた支援を行います。

(3) 福祉的就労<sup>※4</sup>の支援

- 障がい者の方々の多様な就業機会の確保・拡充や福祉的就労（就労継続支援B型事業所等）の工賃等収入の向上を図るため、農福連携の理解を促進し、取組を進める事業所に対して継続支援を行います。
- 障がい福祉サービス事業所等で組織する県南ネットワークによる、共同販売会や販路拡大、品評会などの活動を支援し、平均工賃水準の向上を図ります。
- 広域振興局等において、障がい者就労支援事業所からの物品や役務調達（ハート購入<sup>※5</sup>）を一層推進するとともに、一般企業への普及を図ります。

(4) 障がい者の方々の権利擁護

- 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、市町及び福祉関係団体等と緊密な連携を図りながら、障がい者の方々に対する不利益な取扱いの解消に向けた助言・調整を行います。また、障害者差別解消法の普及啓発及び相談支援を行います。
- 市町が実施する成年後見制度利用支援事業を支援します。

(5) 障がい者の方々の社会参加活動の推進

- 障がい及び障がい者の方々に対する正しい認識を広げるため、様々な機会を活用して普及・啓発を図り、誤解や偏見のない地域社会を形成していきます。
- 生活能力の向上や社会との交流促進を必要とする障がい児の方々が、必要なサービスを受けられるよう児童発達支援や放課後等デイサービス等の充実を支援します。
- 障がい者の方々が地域で様々な活動に参加し自立した生活ができるよう、市町が助成するスポーツ交流や芸術・文化活動などの地域生活支援事業の取組を支援します。

(6) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

- 障がい者の方々、高齢者の方々を含む誰もが住みやすい、安心して暮らせる地域社会を目指すとともに、誰もが支障なく観光を楽しめるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※6</sup>の普及啓発を推進します。
- 障がい者の方々等の在宅生活を支援し、居宅のバリアフリー化に対して助成する「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」等を推進します。
- 県民の理解と協力に基づいて車いす使用者用駐車施設（車いす駐車区画）の適正利用を促進するため、「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を推進します。

(7) 障がい者の方々の必要な医療の確保

- 自立支援医療の対象者や難病患者に対し医療費助成を行うことにより、必要な医療の確保が図られるように努めます。

(8) 災害時の支援体制の充実

- 災害時に要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう、災害時の支援体制の充実に向けて、市町等関係機関の取組を支援します。
- 災害が発生した際は、災害派遣福祉チームの活動を支援します。

(9) 多様な障がいに対する支援

- ひきこもり状態にある方の長期化や高齢化が問題となっていることから、当事者や家族の方々の不安を軽減し、社会生活を再開できるよう、相談支援の充実を図ります。
- 発達障がい者等の個々のニーズに合わせた個別支援や、地域における支援体制の強化を図ります。

(10) 障がい福祉人材の確保・定着

- 将来にわたる安定的な障がい福祉サービス等の提供体制の確保とそれを担う人材の確保・定着を図るために、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等の取組を支援します。
- 職場環境の整備、ICT等の活用による事務負担の軽減や業務の効率化について、関係者が協力して取り組む体制の整備を支援します。

※1 ひきこもり状態

社会的参加を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

2 一般就労

通常の就労形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業での就労や自ら起業している場合などを指す。「福祉的就労」に対する用語として使用している。

3 障害者就業・生活支援センター

雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施している。

4 福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障がい者の方々が福祉的な観点に配慮された環境で就労すること。

5 ハート購入

業務上必要とする物品・役務調達を障がい者就労支援事業所から優先的に購入し、働く障がい者の方々を支援すること。

6 ユニバーサルデザイン

高齢者の方や障がい者の方々などを含めたすべての人が、はじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
173	163	10	14

(2) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		2	0

イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数

1	1	1	1	2	6
---	---	---	---	---	---

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
6	12	3	6

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
1	3	2	5

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
2	5	25%	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
2	0

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
7

(内訳)

市町村単独	圏域
7	0

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
--------------------------

(内訳)

市町村単独	圏域
-------	----

1
---

1	0
---	---

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
1	0

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
2	0

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
2	0

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
2	0

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
2

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
---------------------------

## 7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	149	156	164
	時間分	1,090	1,090	1,090	
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者（児）の方々へ、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携し、適切なサービス量を提供できる体制づくりを支援するとともに、サービス提供事業者に対して、サービスの質の向上に向けた支援等を行います。				

#### イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	5	5	5
	時間分	455	455	455	
事業の実施に関する考え方	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とするの方々へ、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、外出時の移動支援等総合的なサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携し、適切なサービス量を提供できる体制づくりを支援するとともに、サービス提供事業者に対して、サービスの質の向上に向けた支援等を行います。				

#### ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	137	137	137
	時間分	179	179	179	
事業の実施に関する考え方	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するの方々へ、外出時において同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出時に必要な援助を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				



見込量確保のための方策	関係機関と連携し、適切なサービス量を提供できる体制づくりを支援するとともに、サービス提供事業者に対して、サービスの質の向上に向けた支援等を行います。
-------------	--

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	時間分	10	10	10	
事業の実施に関する考え方	知的・精神障がいにより著しく行動上の困難があり、常時介護を必要とする方々へ、行動の際に生じる危険を避けるために必要な援護及び外出時の介護等を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携し、適切なサービス量を提供できる体制づくりを支援するとともに、サービス提供事業者に対して、サービスの質の向上に向けた支援等を行います。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	利用単位数	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	406	407	412
	人日分	7,315	7,335	7,390	
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者の方々に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、情報提供や意向把握に努めます。また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、NPO法人など、多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
	人日分	20	20	20	

事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等の方々へ、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、情報提供や意向把握に努めます。また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、NPO 法人など、多様なサービス提供者の新規参入を促進します。

#### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	4	4
		人日分	60	60	60
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者の方々、特別支援学校等の卒業者等の方々に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、情報提供や意向把握に努めます。また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、NPO 法人など、多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

#### エ 就労選択支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		1	1
事業の実施に関する考え方	働く力と意欲のある障がい者の方々に対して、自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供を含む）し、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するために、本人と支援側が共に整理・評価することにより、適切なサービスに繋がります。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、情報提供や意向把握に努めます。また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、NPO 法人など、多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

#### オ 就労移行支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	16	16	16
		人日分	298	298	298
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者の方々に対し、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町自立支援協議会就労部会を中心に、胆江障害者就業・生活支援センターや水沢公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、地域企業に対する関係諸制度の周知を図ります。				

#### カ 就労継続支援A型

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見	利用者数	84	85	94

	込 量	人日分	1,608	1,630	1,804
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者の方々に対して、雇用契約に基づく就労機会の提供や受入企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町自立支援協議会就労部会を中心に、胆江障害者就業・生活支援センターや水沢公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、地域企業に対する関係諸制度の周知を図ります。また、事業所の不足が見られることから、NPO法人等、多様なサービス提供者の新規参入を促進し、提供サービスの確保に努めます。				

#### キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	434	436	438
		人日分	7,673	7,713	7,753
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者の方々に対して、雇用契約によらない就労や生産活動の機会の提供など、様々な就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町自立支援協議会就労部会を中心に、胆江障害者就業・生活支援センターや水沢公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、地域企業に対する関係諸制度の周知を図ります。				

#### ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	3	3	3
		人日分			
事業の実施に関する考え方	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者の方々に対し、相談を通じて、就労に伴う環境変化による生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けての支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、情報提供や意向把握に努めます。また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援事業所）の参入を促進します。				

#### ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	50	50	50
		人日分			
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者の方々に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。				
見込量確保のための方策	医療機関等、関係事業者と連携を図り、圏域を超えてサービスの確保に努めるとともに、事業者等へ必要な情報提供を行います。				

#### コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	33	36	40
事業の実施に 関する考え方		人日分	200	234	269
見込量確保の ための方策	地域で生活する障がい者（児）の方々に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。				
	サービス提供事業者の不足が見られることから、NPO法人等、多様なサービス提供者の新規参入を促進するとともに、市町自立支援協議会や企業などの関係機関と連携し、提供サービスの確保に努めます。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
事業の実施に 関する考え方		人日分	20	20	20
見込量確保の ための方策	必要に応じて医療と常時介護が必要な地域で生活する障がい者の方々に対し、介護する人が病気等の場合に、必要なサービスが受けられるよう支援します。				
	必要に応じて医療機関等、関係事業者と連携を図り、サービスの確保に努めるとともに、事業者等へ必要な情報提供を行います。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
事業の実施に 関する考え方					
見込量確保の ための方策	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしに移行した障がい者の方々を対象に、定期的な巡回訪問や円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。				
	今後利用希望者の増加が見込まれることから、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うとともに、指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の新規参入を促進します。				

### イ 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	230	234	238
事業の実施に 関する考え方	障がい者の方々が地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。 また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				

見込量確保のための方策	障がい者の方々が仲間とともに地域の中で支援を受けながら暮らす生活の場として、また地域生活移行の受け入れ先としても整備の必要性が高いことから、地域への理解促進に向け、関係機関や事業者との連携強化に努めます。
-------------	--

#### ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	171	167	163
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい者の方々に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	在宅生活が難しい方が優先して利用できるよう入所利用者の適正化を図る一方、地域移行が可能な方については、共同生活援助等へ移行するサイクルが構築できるよう、関係機関と連携して、円滑な移行に向けた支援を進めていきます。				

#### エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置箇所数	1	1	2
		コーディネーターの配置人数	0	0	0
		検証・検討回数	1	1	6
事業の実施に関する考え方	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証・検討を行い、地域全体で障害者の生活を支援するための体制を構築します。				
見込量確保のための方策	圏域における地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた検証・検討機会の提供をするとともに、強度行動障がい者の方々に対する支援ニーズの把握等ができるよう支援します。				

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	290	295	300
事業の実施に関する考え方	全てのサービス等の利用を希望する障がい者の方々が、サービスの支給決定前に、心身の状況、生活環境や解決すべき課題等の総合的にアセスメントを行い、適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画が作成できるように支援します。				
見込量確保のための方策	障がい福祉サービスの利用に係る制度改正などの情報提供を行うとともに、計画作成の質の向上支援、研修会の開催などにより相談支援専門員の育成を図り、支援体制を強化していきます。				

## イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者の方々の地域移行を推進するため、医療機関や相談支援専門員と連携しながら、住居の確保等や地域生活に移行するために必要な相談などを行います。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の育成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うとともに、NPO法人等多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

## ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	施設や精神科病院から地域生活に移行し、単身生活又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない障がい者の方々などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の育成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うとともに、NPO法人等多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	42	43	44
		人日分	272	284	296
事業の実施に関する考え方	就学前の障がい児の方々、必要に応じた日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応などの訓練が受けられるように支援します。				
見込量確保のための方策	市町自立支援協議会療育部会をとおり、既存の関係事業所連携による支援体制の構築を図るとともに、児童発達支援センターの整備についても支援を行います。また、圏域全体における子育て環境の整備を図り、子育てしやすい環境づくりと児童の健全育成を推進します。				

## イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	295	304	311
		人日分	3,405	3,638	3,799
事業の実施に関する考え方	就学している障がい児の方々が、必要に応じた生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の訓練が受けられるように、サービスの充実を図ります。				

見込量確保のための方策	事業所の職員不足などにより、受け入れ体制の環境整備が必要であることから、NPO法人等、多様なサービス提供者の新規参入を促進し、サービス提供事業者の確保に努めます。
-------------	---

## ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	4	5
	人日分	5	7	9	
事業の実施に関する考え方	保育所等に通う障がい児の方々が集団生活に適用するための専門的な支援が受けられるように、普及啓発を図ります。				
見込量確保のための方策	障がい児とその家族の利用ニーズを把握し、制度等の周知に努めるとともに、関係機関が連携しながら、障がい児の方々を療育する家庭の支援に努めます。				

## エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	重度の障がい等のために外出が著しく困難であって、障害児通所支援を利用することができない障がい児の方々の居宅を訪問し、発達支援の機会の確保及び訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進します。				
見込量確保のための方策	障がい児とその家族の方々の利用ニーズを把握するとともに、関係機関が連携しながら、障がい児の方々を療育する家庭の支援に努めます。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	13	13	13
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい児の方々に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携して援助技術及びサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うとともに、多様なサービス提供者の新規参入を促進します。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	5	5	5
事業の実施に関する考え方	医療施設に入所する障害児の方々が、必要な日常生活の指導、知識技能の付与並びに治療などが受けられるように支援します。				
見込量確保のための方策	医療機関等、関係事業者と連携を図り、サービスの確保に努めるとともに、事業者等へ必要な情報提供を行います。				

(7) 障がい児相談支援  
障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	75	76	77
事業の実施に関する考え方	<p>サービス等の利用を希望する障がい児の方々に対して、サービスの支給決定前に、心身の状況、生活環境や解決すべき課題等の総合的にアセスメントを行い、適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>また、サービス等の利用開始後は、定期的にモニタリングを実施するなど継続的な支援を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>障がい児及びその家族のニーズにあった障がい児支援利用計画が適切に作成されるよう、関係機関との連携により、必要な相談支援の提供等の支援に努めます。</p>				

(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数  
市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数	1	1	2	
事業の実施に関する考え方	<p>市町における医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。</p>				
見込量確保のための方策	<p>医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携しコーディネーター養成・確保に努めます。</p>				

(9) 発達障がいに対する支援  
ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数	5	5	9	
事業の実施に関する考え方	<p>発達障がい者等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者を養成し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援に取り組みます。</p>				
見込量確保のための方策	<p>支援を必要とする方々のニーズを把握し、関係機関と連携しながら、ペアレントトレーニング実践研修の開催や、ペアレントプログラム等の支援プログラムの普及を図ります。</p>				

イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	0	0	2	
事業の実施に関する考え方	<p>発達障がい者の保護者等を支える人材の育成を図るため、ペアレントメンターの養成に取り組みます。</p>				



見込量確保のための方策	支援を必要とする方々のニーズを把握し、関係機関と連携しながら、ペアレントメンターの養成や資質向上を図ります。
-------------	--

#### ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	0	0	2
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供に取り組みます。			
見込量確保のための方策	支援を必要とする方々のニーズを把握し、市町と連携しながら、ピアサポートの場の提供を促進し、研修等によりピアサポートに対応する人材を養成します。			

#### (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	0	0	2
		参加者数	0	0	21
事業の実施に関する考え方	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。				
見込量確保のための方策	新たな会議体の設置のみならず、既存の会議体や重層的支援体制について「にも」包括としての機能を付加するような方法も含め、関係者との設置検討を協議するとともに、研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、意向にあった地域移行等ができるよう協議の場の充実を支援します。				

##### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数	0	0	2
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。			
見込量確保のための方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場における目標設定及び評価の実施を支援します。			

#### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。			
見込量確保のための方策	関係機関と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。			

## エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		2	2
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。			
見込量確保のための方策	関係機関と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。			

## オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		51	51
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。			
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。			

## カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		3	3
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。			
見込量確保のための方策	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。			

## キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		5	5
事業の実施に関する考え方	精神障がい者の方々が自立した日常生活・社会生活が送れるように、訓練や助言等の支援を行います。			
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進することで、見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-----	-------	-------	-------

地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	72	72	72
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6	6	6
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6

## 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (実施回数)	2	2	2

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		0	0	0	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		1	1	1	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		2	2	2	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	2	2	2	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	2	2	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		0	0	1	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	1	1	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	400	400	400	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	13	13	13	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	28	28	28	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	20	20	20	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	1,950	1,950	1,950	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	2	2	2	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	15	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	66	66	66	実利用見込者数
	時間	152	152	152	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	2	2	2	箇所数
	人	110	110	110	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	3	3	3	箇所数
	人	8	8	8	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	1,606	9	27	13	5	22	46	58	131	122	1,173
2	714	3	7	2	2	9	22	37	68	48	516
3	749	2	6	2	0	11	11	32	45	39	601
4	1,322	4	8	3	2	9	6	30	78	100	1,082
5	479	0	2	0	1	2	7	17	34	39	377
6	320	0	3	0	0	7	6	9	32	26	237
計	5,190	18	53	20	10	60	98	183	388	374	3,986

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	414	51	286	77
B	975	120	720	135
計	1389	171	1006	212

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	165	1	339
通院患者数	2,018	2	761
合計	2,183	3	129
		合計	1,229

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

### (1) 地域生活移行・定着

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行や地域生活の継続支援（地域定着）が求められています。

### (2) 相談支援体制

相談支援体制の充実のため、相談支援を行う人材の育成が必要となっています。

### (3) 就労支援

令和5年1月末の障がい者の求職登録者数は1,020人で、就業中752人のうち精神障がい者の就業者は265人（35%程度）と、身体・知的障がい者に比べて低い割合となっています（一関公共職業安定所）。また、障害者雇用率未達成の事業所もあり、障がい者雇用の拡大や定着を推進していく必要があります。

### (4) 社会・経済生活への支援

障がい者の社会参加促進に向けては、地域社会全体に障がい者への理解を広げていく普及啓発とともに、障がい者差別解消に向けた取組、権利擁護に向けた成年後見人制度、障がい者の就労の対価としての工賃の向上も必要です。

【今後の方向性】

障がい福祉サービス等の市町による一元的实施に向けて、次のとおり支援していきます。

### (1) 地域自立支援協議会への参画

圏域では、一関市と平泉町、基幹相談支援センター（一関市社会福祉協議会）を事務局とした一関地区障害者地域自立支援協議会（くらし部会、子ども部会、しごと部会の3つの専門部会）が設置されています。

これを踏まえ、地域自立支援協議会（各専門部会）に参画して、一人の障がい者への個別支援について、実践につながる具体的な検討と評価の積み重ねにより、以下の項目を達成する過程を通して、圏域総体としての障がい者支援体制を構築していきます。

① 住民認知度の向上と信頼感の醸成

地域自立支援協議会（各専門部会）活動及び障がい者相談支援（窓口）に対する住民認知度の向上や信頼感の醸成につなげていきます。

② 支援の連携体制構築と人材育成

圏域内における支援事業の実施主体間での支援の連携や役割分担といった体制構築に加え、その検討（評価）作業を通じて、相談支援従事者等の人材の育成・開発を図っていきます。

③ 分野を越えたネットワーク構築

福祉分野にとどまらない医療・保健・介護・教育・労働・司法等のネットワークの充実を図ることで、分野を越えた支援の連携や協働といった具体的実践につなげていきます。

(2) 県（保健福祉環境センター）の取組

① 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の適正な運用のほか、「両磐地域まちづくり探検隊」との協働により、住まいやまちのユニバーサルデザイン化を推進します。

② 権利擁護

「障がいのある人もない人も共に学び生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がい者に対する不利益な取扱いの解消に向けた助言・調整を行うとともに、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がい者の差別の解消に向けた取組を推進します。

③ 情報・コミュニケーション支援

ろうあ者・盲ろう者相談員の配置により、市町と連携して情報・コミュニケーション支援の取組を推進します。

④ 就労支援

「障害者就業・生活支援センター」、「ハートフルショップいちのせき」との協働や障がい者就労支援施設等からの物品の優先調達により、障がい者の就労支援や工賃の向上等につなげます。

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
276	275	1	1

(2) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)
1

(内訳)

市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
0	1

イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
1	3	1	3	1	3

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
5	7	2	2

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
2	3	1	1

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
2	4	25%	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	
	市町村単独	圏域
1	0	1

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	
	市町村単独	圏域
4	2	1

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
3

(内訳)

市町村単独	圏域
2	1

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
3

(内訳)

市町村単独	圏域
2	1

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
2	0

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
2



## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
2

## 7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		176	177
時間分			2,320	2,324	3,045
事業の実施に関する考え方	障がい特性に応じて、医療的ケアを含め、サービスの質的向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

#### イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		2	2
時間分			555	556	557
事業の実施に関する考え方	障がい特性に応じて、医療的ケアを含め、サービスの質的向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

#### ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		14	14
時間分			157	157	157
事業の実施に関する考え方	障がい特性に応じて、医療的ケアを含め、サービスの質的向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

#### エ 行動援護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見込量	利用者数	2	2	2
		時間分	2	2	2
事業の実施に関する考え方	障がい特性に応じて、医療的ケアを含め、サービスの質的向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
		利用単位数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	468	479	492
		人日分	8,587	8,726	8,885
事業の実施に関する考え方	介護を必要とする障がい者に、日中、質の高い介護と日中活動の場を提供します。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	2
		人日分	7	7	7
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院患者等を対象として、地域生活が可能となるよう身体機能の維持や回復に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	8	8	8
		人日分	91	81	71

事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院患者、障がい者支援学校の卒業者等に地域生活が可能となるよう生活能力の向上や回復に向けた支援を行います。
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。

## エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		1	2
事業の実施に関する考え方	障がい者本人が就労先等について良い選択ができるよう、本人と支援側が共に整理・評価することにより、適正なサービスにつなげます。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

## オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	15	20	20
		人日分	84	101	101
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

## カ 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	165	172	181
		人日分	3,166	3,301	3,449
事業の実施に関する考え方	一般企業への就労が困難な障がい者に、受入企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

## キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	518	540	563
		人日分	9,277	9,685	10,110
事業の実施に関する考え方	一般企業への就労が困難な障がい者に、就労体験等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存事業者によるサービス提供の拡大のほか、民間事業者の積極的参入を促進するとともに、人材育成など体制整備への支援の充実等に努めます。				

## ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	3
事業の実施に関する考え方	一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携してサービスの確保に努めます。				

## ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	51	51	51
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の構築を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携してサービスの確保に努めます。				

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所 (福祉型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	73	74	76
		人日分	260	254	255
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者の介護者が病気や行事等の場合に障がい者に対して短期入所 (福祉型) サービスを提供します。				
見込量確保のための方策	入所施設の定員削減に伴う空き部屋の利用や民間事業者の積極的参入を促進します。				

### (イ) 短期入所 (医療型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	3	4
		人日分	10	15	20
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者の介護者が病気や行事等の場合に障がい者に対して短期入所 (医療型) サービスを提供します。				
見込量確保のための方策	受入れ可能な事業所や資格のある人材が少ないため、人材育成など体制整備について事業主に働きかけるとともに支援の充実に努めます。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携してサービスの確保に努めます。				

## イ 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	193	197	201
事業の実施に関する考え方	地域で自立した日常生活を営む上で必要となる援助や介護を行い、安定した地域生活の維持に向けた相談支援の充実を行います。また、地域自立支援協議会により世話人等の援助技術向上に向けた研修を行い、サービスの質の向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービスの提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

## ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	273	275	278
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい者に対して、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保のための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

## エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	設置箇所数	1	1	1
		コーディネーターの配置人数	1	1	1
		検証・検討回数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。				
見込量確保のための方策	圏域における地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた取組を支援します。				

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	293	307	321
事業の実施に関する考え方	障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行えるよう、サービス支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。 地域自立支援協議会活動を通して、相談支援体制の拡充に努めます。				
見込量確保のための方策	既存の事業者（潜在有資格者の活用を含む）による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

##### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	施設や病院に入所（院）している障がい者等の地域生活への移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者（潜在有資格者の活用を含む）による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

##### ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	在宅の単身障がい者や、家庭の状況等により同居家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談・訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者（潜在有資格者の活用を含む）による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

#### (5) 障がい児通所支援

##### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	108	109	112
		人日分	253	257	262
事業の実施に関する考え方	障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

## イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	227	236	246
		人日分	2212	2290	2377
事業の実施に 関する考え方	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を提供するとともに、放課後等の居場所づくりを支援します。				
見込量確保の ための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

## ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	38	40	43
		人日分	34	36	38
事業の実施に 関する考え方	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

## エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	1
		人日分	0	0	2
事業の実施に 関する考え方	重症心身障がい児などの重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等を支援します。				
見込量確保の ための方策	関係機関と連携して地域療育体制の拡充を図ります。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	10	10	10
事業の実施に 関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	今後利用ニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の確保について検討します。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	6	6	6
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	今後利用ニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の確保について検討します。				

**(7) 障がい児相談支援  
障害児相談支援**

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	101	103	107
事業の実施に関する考え方	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成（障がい児支援利用援助）し、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

**(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数  
市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数		2	2	2
事業の実施に関する考え方	市町における医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携してコーディネーターを担う相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の養成を行います。				

**(9) 発達障がいに対する支援**

**ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数		25	30	35
事業の実施に関する考え方	発達障がい者等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者を養成し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援に取り組みます。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携して支援プログラム等の普及を図ります。				

**イ ペアレントメンターの人数**

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------



	人数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の保護者等を支える人材の育成を図るため、ペアレントメンターの養成に取り組みます。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携してペアレントメンターの養成を行います。			

#### ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	0	0	1
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供に取り組みます。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携してピアサポートに対応する人材の養成を行います。			

#### (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	6	6	6
		参加者数	80	80	80
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議を行います。				
見込量確保のための方策	保健・医療・福祉関係者による協議の支援を行います。				

##### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携して協議の場の設置に取り組みます。			

##### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	0	0	1
事業の実施に関する考え方	精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。			

見込量確保のための方策	関係機関と協力して相談支援体制の拡充を図ります。
-------------	--------------------------

## エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		0	0
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。			
見込量確保のための方策	関係機関と協力して相談支援体制の拡充を図ります。			

## オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		2	2
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。			
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービスの提供のほか、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進します。			

## カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		1	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携してサービスの確保に努めます。			

## キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		8	8
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が自立した日常生活・社会生活が送れるように、訓練や助言の支援を行います。			
見込量確保のための方策	既存事業所の利用などにより見込量を確保します。また、自立支援協議会の部会等による検討を継続し、包括的な支援体制を構築します。			

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援	基幹相談支援センターによ	1	1	1

体制の強化	る地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数			
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有 (実施回数)	1	1	1

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		2	2	2	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		1	1	1	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		2	2	2	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	2	2	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		0	0	0	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	2	2	3	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		0	0	0	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	21	22	22	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	3	3	3	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	10	10	10	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	14	14	14	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	3,936	3,981	4,026	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	3	3	3	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	8	8	8	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	23	23	23	実利用見込者数
	時間	585	585	585	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	4	4	4	箇所数
	人	315	318	322	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	6	6	6	箇所数
	人	10	10	10	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	951	4	11	2	1	17	15	50	65	61	725
2	325	1	3	0	1	4	6	28	26	28	228
3	474	1	1	0	2	4	5	13	32	30	386
4	576	0	3	0	1	5	3	11	41	30	482
5	162	0	2	0	0	2	4	11	21	13	109
6	180	0	1	0	0	1	3	2	10	13	150
計	2,668	6	21	2	5	33	36	115	195	175	2,080

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	234	19	167	48
B	497	39	383	75
計	731	58	550	123

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	126	1	94
通院患者数	828	2	41
合計	954	3	11
		合計	146

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

- (1) 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の日常生活・社会生活を支えるサービス提供が必要です。
- (2) 就労を希望するすべての人に就労の場を提供する環境の整備、福祉的就労から一般就労への移行など就労機会の拡大が必要です。
- (3) 障がい者や介護者の高齢化が進行しており、障がい者・介護者共に「介護者亡き後の生活」に不安を持っていることや、障がい者が、親元からの自立を希望しているなど、共同生活援助の整備や権利擁護の支援が必要です。
- (4) 地域移行を推進するため、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の利用の促進が必要です。
- (5) 慢性的な人材不足の解消のため、岩手県福祉人材センターやハローワーク等との連携し、人材を確保していくことが必要です。
- (6) 障がいのある子どもを持つ家庭に、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が必要です。
- (7) 精神に障がいのある人にも、地域の一員として、安心して生活してもらえる包括的かつ継続的な支援体制が必要です。

【今後の方向性】

### (1) 障がい者相談支援体制の充実

障がい者の方々が地域において安心して自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、気仙地域障がい者自立支援協議会相談支援部会を中心とした関係機関等による相談支援体制の充実に向けて支援します。

障がい者の身近な相談窓口となる身体障害者相談員等が円滑に活動できるよう、地域の民生

委員・児童委員や関係機関等との連携支援を図ります。

精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域活動支援センターや病院等の機関が連携し、地域における見守りや、相談等、地域で安心して生活ができるよう支援します。

障がい者の生活を地域全体で支え、生活支援の拠点となる、相談、緊急時の受入・対応、地域の体制構築等、多面的な機能を集約させた地域生活支援拠点を設置します。

## (2) 就労支援の充実

障がい者の一般就労を促進するため、気仙障がい者就業・生活支援センターのほか、気仙地域障がい者自立支援協議会就労部会を中心として、労働・教育・福祉の各関係者の連携を強化し、障がい者の就労希望に応えるとともに、安定した雇用の継続を図るため企業の受入態勢や障がい者の特性に応じた多様な労働形態の検討を働きかける等、包括的な支援体制の確立を支援します。

就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の生活の安定を確保するため、各事業所へ「工賃向上計画」策定の奨励、各種研修会の情報提供を行い、各事業所における工賃の向上に向けた取組を支援します。

就労継続支援事業所等からの物品や役務調達の推進、公的機関での生産物販売の場を提供し、工賃の向上を図ります。

## (3) 権利擁護

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の周知を行い、関係機関との連携を図りながら、障がい者に対する不利益な取扱いの解消に向けた取組を進めていきます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を推進するため、関係機関との連携や啓発活動等の取組を進めていきます。

障がい者や介護者の高齢化の進行や親元からの自立希望者を支援する上で、共同生活援助等居住系サービスの整備・拡充のための支援をします。

## (4) 地域移行

入所、入院から地域生活への円滑な移行とともに、障がい者の希望する地域で生活ができるよう、共同生活援助等居住系サービスの整備・拡充のための支援をします。

障がい者等の社会参加を促進するため、地域生活支援事業や移動支援事業の利用促進などを支援します。

## (5) 人材不足

慢性的な人材不足を解消するため、岩手県福祉人材センターやハローワーク等との連携をとり、人材確保を支援します。

より良いサービス提供ができるよう、各種専門研修等の情報提供を行い、人材育成に向けた支援をします。

## (6) 障がい児支援

医療機関や母子保健関係機関と連携し、障がいのある子どもの早期発見、早期支援の取組を進めていきます。

気仙地域障がい者自立支援協議会児童部会を中心に関係機関による連携を図り、就学前から卒業までのライフステージに応じた地域での一貫した支援や必要なサービスの提供体制の整備促進を支援します。

## (7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加及び地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築します。

## 3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
140	132	8	4

(2) 地域生活支援拠点の充実

ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		0	1
1			

イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
0	0	0	0	1	1

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
7	12	3	4

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
0	3	4	9

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	

1	1	25%
---	---	-----

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

##### (2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

##### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
1	1

##### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
1	1

##### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

##### (6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1



## 5 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

### (2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
3

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
3

## 7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	119	124	129
	時間分	1,237	1,280	1,323	
事業の実施に関する考え方	自宅における入浴、排せつ、食事の介護等の援助を、障がいの特性に応じたサービスを提供するため関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

#### イ 重度訪問介護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	1	1	2
		時間分	10	10	20
事業の実施に関する考え方	重度の肢体不自由者や知的・精神障がい者で行動障がいがあり、常時介護を必要とする人に、障がいの特性に応じたサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

## ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	23	25	28
		時間分	278	286	304
事業の実施に関する考え方	移動が困難な視覚障がい者へ移動中の支援、外出先における必要な視覚的情報提供の支援を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	1	1	2
		時間分	5	5	15
事業の実施に関する考え方	重度の知的・精神障がい者で、行動上著しい障がいがあり、常時介護を必要とする人に、行動の際に生じる危険回避のための援助や移動中の介護を行うサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	0	0	0
		利用単位数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	238	239	240
		人日分	4,401	4,418	4,435
事業の実施に 関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼中の間、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動・生産活動の機会を提供するため関係機関や事業者と連携して援助技術向上を支援し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	関係機関や事業所との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
事業の実施に 関する考え方	入所施設を退所した者や病院を退院した者、特別支援学校を卒業した者に、身体機能の維持やリハビリテーション、地域生活が出来るよう生活能力の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	現在、圏域内には機能訓練を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、代替サービス（介護サービス）の活用、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	2	2	3
		人日分	30	30	40
事業の実施に 関する考え方	入所施設を退所した者や病院を退院した者、特別支援学校を卒業した者に、地域生活が出来るよう生活能力の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		6	6
事業の実施に 関する考え方	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。				

見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。
-------------	--

#### オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	4	4
		人日分	72	72	72
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援、適正にあった職場探しや就労後の職場定着の支援をします。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内の事業所は休止中であるため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズ把握に努めるとともに、再開や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### カ 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	11	11	11
		人日分	177	177	117
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づく生産活動の機会を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行い、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内の事業所は休止中であるため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズ把握に努めるとともに、再開や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	357	362	367
		人日分	7,072	7,172	7,272
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、生産活動の機会を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行い、就労継続支援A型や一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め、既存事業所の定員増のほか、新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1

事業の実施に関する考え方	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
見込量確保のための方策	現在、圏域内には就労定着支援を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。

## ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	16	16	16
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には療養介護を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	17	17	18
		人日分	210	210	230
事業の実施に関する考え方	在宅で障がい者を介護する人が病気等の場合に、短期間、障がい者を施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズ把握について把握し、必要とされるサービス提供の体制整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し見込量を確保します。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	1
		人日分	0	0	5
事業の実施に関する考え方	在宅で障がい者を介護する人が病気等の場合に、短期間、障がい者を医療機関へ入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には短期入所（医療型）を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設や共同生活援助を使用していた障がい者で一人暮らしを始める者に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には自立生活援助を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### イ 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	123	125	127
事業の実施に関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、食事等の介護、その他日常生活に必要な支援を行います。また、関係機関や事業者と連携して、生活支援員・世話人の援助技術向上を支援し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	利用者の増加が見込まれるため、地域の理解を深めながら、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	138	136	134
事業の実施に関する考え方	地域移行が難しい障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行います。また、関係機関や事業者と連携して生活支援員の援助技術向上を支援し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存入所者、入所待機者及び地域移行の状況等を勘案し、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

#### エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込	設置箇所数		0	0
コーディネーターの配置人数			0	0	1

	検証・検討 回数	0	0	1
事業の実施に関する考え方	障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障がいがある人の地域生活を支援する多面的な機能を集約させた圏域の生活拠点となる施設を整備します。また、専門的人材の確保・養成を図り、障がい者の日常生活を地域全体で支える体制を整備します。			
見込量確保のための方策	令和8年度末までに圏域における地域生活拠点の整備、コーディネーターの配置に努めます。			

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	109	113	117
事業の実施に関する考え方	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントやサービス利用計画の作成、定期的なモニタリングを円滑に行い、必要に応じてサービスの調整や見直しが行われるよう支援します。また、関係機関や事業者と連携して相談支援専門員の援助技術向上を支援し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	利用者の増加が見込まれるため、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

##### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	2	3
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などが円滑に行われるよう支援します。				
見込量確保のための方策	地域移行へのニーズが高まることが見込まれるため、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

##### ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	2	3
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等を支援します。				

見込量確保のための方策	地域移行へのニーズが高まることを見込まれるため、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。
-------------	--

(5) 障がい児通所支援

ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	46	47	48
		人日分	120	125	130
事業の実施に関する考え方	障がいのある未就学児に対し、その特性に応じた基本的動作の指導や日常生活において必要な知識等の習得、集団生活への適応のため必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	63	63	63
		人日分	815	815	815
事業の実施に関する考え方	就学している障がい児に対し、放課後または夏休み等学校の休業日に児童発達支援センター等の施設で幼児期の発達支援とともに、日常生活において必要な知識の習得、動作訓練等を行い、地域・社会との交流を図るための支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
		人日分	1	1	1
事業の実施に関する考え方	保育所等に通う障がい児や今後利用予定の障がい児に対し、障がいのない児童との集団生活への適応のため専門的な支援等を行います。また、保育所職員等に対し、障がい児への指導について助言します。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には自立生活援助を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0



	込 量	人日分	0	0	0
事業の実施に関する考え方	児童発達支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や生活能力の向上のために必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には自立生活援助を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、日常生活の指導や自活に必要な技能や知識の習得を支援します。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には福祉型障害児入所施設を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

### イ 医療型障害児入所施設

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、日常生活の指導や自活に必要な技能や知識の習得を支援するとともに、疾病の治療を行います。				
見込量確保のための方策	現在、圏域内には医療型障害児入所施設を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。				

## (7) 障がい児相談支援

### 障害児相談支援

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	37	37	37
事業の実施に関する考え方	障害児通所支援を利用する前に「障がい児支援利用計画」を作成し、サービスの利用後、定期的に利用状況をモニタリングしながら、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。また、関係機関や事業者と連携して相談支援専門員の援助技術向上を支援し、サービスの向上を図ります。				

見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービス提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。
-------------	--

(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数	9	9	9
事業の実施に関する考え方	医療的ケア児とその家族が地域において必要な支援を受けられるように、各種関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。			
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービス提供体制の整備・拡充に努め、障がい児に対する支援を適切に行えるよう、必要なコーディネーターの育成・確保を支援し、見込量を確保します。			

(9) 発達障がいに対する支援

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	発達障がい児・者、その保護者等を対象に、発達障がいの特性を理解し、必要な知識等を身に付け、適切な関わり方や、心理的ストレスの改善等を目指す家族支援の一つで、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施します。			
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービス提供体制の整備・拡充に努め、また、各種研修や講習会の情報提供を行い、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講を支援します。			

イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	発達障がい児を育てた保護者が、その経験を活かし、同じ立場にある保護者に対し助言や情報提供を行うペアレントメンターの養成を支援します。			
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービス提供体制の整備・拡充に努め、障がい児に対する支援を適切に行えるよう、必要なペアレントメンターの育成・確保を支援し、見込量を確保します。			

ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	11	11	11

事業の実施に関する考え方	専門家によるサポートとは違い、仲間同士で互いをサポートする活動で、交流したり、互いに支え合ったりする場の提供や活動を支援します。
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービス提供体制の整備・拡充に努め、また、ピアサポート活動についての啓発活動を支援します。

## (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	10	10
		参加者数	51	51
事業の実施に関する考え方	精神に障がいを持つ者が地域の一員として安心して暮らせるよう、保健、医療及び福祉関係者による連携を図るための協議の場を設けます。			
見込量確保のための方策	保健、医療及び福祉関係者による協議が開催できるよう支援します。			

### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数		3	3
事業の実施に関する考え方	精神に障がいを持つ者が地域の一員として安心して暮らせるよう、保健、医療及び福祉関係者による連携を図るための協議の場を設けます。			
見込量確保のための方策	保健、医療及び福祉関係者による協議が開催できるよう支援します。			

### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		0	0
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行するにあたり、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などが円滑に行われるよう支援します。			
見込量確保のための方策	地域移行へのニーズが高まることを見込まれるため、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。			

### エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		0	0
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設の退所後や精神科病院からの退院後、居宅において単身生活する障がい者や、家族の状況等により同居している家族から支援を受けられない障がい者に対し、常時連絡できる体制を確保し、障がいの特定に起因して生じた緊急事態等における相談、訪問等を支援します。			

見込量確保のための方策	地域移行へのニーズが高まることが見込まれるため、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。
-------------	--

#### オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	16	16	17
事業の実施に関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、食事等の介護、その他日常生活に必要な支援を行います。また、関係機関や事業者と連携して、生活支援員・世話人等援助技術向上を支援しサービスの向上を図ります。			
見込量確保のための方策	利用者の増加が見込まれるため、地域の理解を深めながら、関係機関や事業者との連携を図り、必要とされるサービスの提供体制の整備・拡充に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。			

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	0	0	2
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設や共同生活援助を使用していた精神障がい者で一人暮らしを始める者に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。			
見込量確保のための方策	現在、圏域内には自立生活援助を実施する事業所はないため、関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制の整備に努め、既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	0	0	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設や精神科病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。			
見込量確保のための方策	関係機関や事業者との連携を図りながらニーズについて把握し、必要とされるサービスの提供体制整備・拡充に努め既存事業者や新規事業者の参入を支援し、見込量を確保します。			

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	1
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	1

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (実施回数)	8	8	8

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		2	2	3	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		2	2	3	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		3	3	3	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	0	0	1	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		3	3	3	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		3	3	3	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	2	2	3	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		2	2	2	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	65	65	65	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	8	8	8	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	14	14	14	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	27	27	27	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	1,470	1,470	1,470	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	3	3	3	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	313	313	313	実利用見込者数
	時間	524	524	524	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	3	3	3	箇所数
	人	66	66	66	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	4	4	4	箇所数
	人	18	19	20	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	813	6	11	2	2	11	15	39	79	55	593
2	302	2	1	3	0	3	6	14	23	24	226
3	322	1	5	0	0	4	3	8	19	15	267
4	446	0	1	1	1	2	5	9	23	33	371
5	105	0	0	0	0	1	3	7	10	9	75
6	145	0	0	0	0	3	2	5	7	8	120
計	2,133	9	18	6	3	24	34	82	161	144	1,652

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	168	14	110	44
B	327	45	234	48
計	495	59	344	92

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	123	1	80
通院患者数	666	2	244
合計	789	3	48
		合計	372

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

### (1) 支援体制の充実

釜石市及び大槌町は、共同で釜石大槌地域障がい者自立支援協議会を設置し、部会運営等を通じて市、町、サービス提供事業所、特別支援学校等の関係者間の情報交換・連携を図っています。今後とも自立支援協議会を中心に、釜石圏域における障がい理解の促進や相談支援・権利擁護体制の充実、サービスの提供体制の整備を進める必要があります。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域で安心して生活する上で、障がいに対する理解は最も重要であり、障がいへの理解が進むよう理解促進・啓発のさらなる取り組みが必要です。

また、精神障がい者等の権利擁護のため令和元年度に設置した釜石・遠野地域成年後見センターにより、制度の周知を図っていく必要があります。

### (3) 災害時の対応

東日本大震災津波では、障がい者の避難のあり方や避難所における避難生活について、課題が顕在化しました。この経験を踏まえ、災害時に地域コミュニティの力を活用しながら、生活環境や障がいの特性に配慮した避難支援に向けた仕組みを構築する必要があります。

### (4) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため、サービスを担う福祉人材をさらに増やしていくとともに、より良いサービス提供ができるよう研修などにより育成を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

## (1) 支援体制の充実

### ア 地域生活への移行支援

障がい者の社会的自立と社会参加を地域で支えるため、グループホーム等の住まいの確保を推進し、障害福祉サービスを利用した地域移行を支援します。

### イ 地域生活支援の充実

障がい者の地域移行や地域定着を促進するため地域生活支援拠点の充実のため、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会において、年1回以上、運用状況を検証・検討します。

また、全体的な調整を行うコーディネーターの配置を継続し、構成機関となる障害福祉サービス事業所と連携して機能の強化を図ります。

### ウ 福祉施設利用者の一般就労への移行

釜石大槌地域障がい者自立支援協議会において、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所、サービス提供事業所等の職員で構成される就労支援部会を毎月開催し、情報共有を図り、障がいがある人が一般企業で働くことができるよう支援体制を強化します。

また、就労移行支援事業者が行う事業について積極的に周知し利用促進を図ります。

### エ 障がい児の支援

障がい児を支援するための施設の整備について、自立支援協議会子ども支援部会等においてニーズの確認を行い整備について検討を進めるとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターを引き続き配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。

### オ 相談支援体制の充実・強化等

地域生活支援拠点の活用と併せて、よりきめ細やかで障がいのある人やその家族に寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

毎月開催している釜石大槌地域障がい者自立支援協議会地域づくり部会において、相談支援専門員の情報交換等による連携強化を図る他、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方々が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療、及び福祉関係者による協議の場を通じて当事者を主体とする支援体制を構築し、当事者や家族に対して積極的にサービスの情報提供を行います。

## (3) 災害時の対応

災害時に地域において障がいのある人の支援のキーパーソンとなる生活支援相談員、民生児童委員などと連携し、地域防災計画や地域福祉計画における避難行動要支援者への支援体制を構築します。

また、緊急時に避難支援が機能するように、障がいのある人が日ごろの地域活動の中での繋がりをつくることができるよう、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会等を通じての障害福祉サービス事業所同士の連携や、地域との連携の強化を図ります。

## (4) 障がい福祉人材の確保

研修等へ積極的に参加し、障害福祉サービス等の質を向上させるよう努めます。



### 3 地域移行と一般就労移行の数値目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
102	97	5	10

#### (2) 地域生活支援の充実

##### ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		0	1
1			

##### イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
2	2	2	2	2	2

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
3	5	2	2

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
0	1	1	2

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	

0	2	25%
---	---	-----

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

##### (2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		1	1

##### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

##### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		1	1

##### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

##### (6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
0	1

### (2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
2

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
2

## 7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	60	63	66
	時間分	629	658	687	
事業の実施に関する考え方	これまでの実績の推移及びアンケート調査の結果から、全体的に増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	サービス提供事業所の人材不足が懸念されていますが、利用者のニーズに見合ったサービスが提供できるよう、人材確保に努めます。				

#### イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	時間分	31	31	31	

事業の実施に関する考え方	これまでの実績及びアンケート調査の結果から、見込量を算出しています。
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図り、既存事業所の円滑な運営を支援します。

## ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		6	6
時間分			23	23	23
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及びアンケート調査の結果から、見込量を算出しています。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが安定的に提供できるよう、関係機関との連携を図り、既存事業所の円滑な運営を支援します。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		1	2
時間分			5	8	11
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及びアンケート調査の結果から、見込量を算出しています。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図り、既存事業所の円滑な運営を支援します。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		0	0
利用単位数			0	0	0
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		218	220
人日分			3,922	3,952	3,982
事業の実施に関する考え方	アンケート調査の結果や特別支援学校卒業予定者数を考慮し、増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図り、既存事業所及び新たな事業所の円滑な運営を支援します。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	45	45	45
		人日分	360	360	360
事業の実施に 関する考え方	事業所の新設により利用者を見込んでいます。				
見込量確保の ための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
		人日分	110	110	110
事業の実施に 関する考え方	釜石圏域では事業所がありませんが、これまでの実績から、見込量を算出しています。				
見込量確保の ための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

### エ 就労選択支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数		2	2
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	就労移行支援、就労継続支援等の現利用者数を勘案して、見込量を算出しています。				
見込量確保の ための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

### オ 就労移行支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	8	8	8
		人日分	135	135	135
事業の実施に 関する考え方	現在2事業所が就労移行支援サービスを提供しており、現状のまま推移すると見込んでいます。				
見込量確保の ための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

### カ 就労継続支援A型

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	4	4	4
		人日分	80	80	80

事業の実施に関する考え方	釜石圏域では事業所がありませんが、これまでの実績から、見込量を算出しています。
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。

#### キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	175	176	177
	人日分	2,795	2,810	2,825	
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及びアンケート調査の結果から、利用量の増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	サービス提供事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、企業情報の収集、訪問活動等を通じて授産業務の拡大に努め、利用者のさらなる増加を図るとともに、必要なサービスが提供できるよう、既存事業所の円滑な運営を支援します。				

#### ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及びアンケート調査の結果から、見込量を算出しています。				
見込量確保のための方策	個別のケースに合わせ、必要な量のサービスが確保できるよう基盤整備に努めます。				

#### ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	26	26	26
事業の実施に関する考え方	これまでの実績から、横ばいで推移すると見込んでいます。				
見込量確保のための方策	近隣市町村等とも連携を図り、必要なサービス量を確保するとともに、圏域内のサービス拡充に向け、自立支援協議会で検討を進める等、体制整備を進めます。				

#### コ 短期入所

##### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	11	11	11
	人日分	75	75	75	
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及び現在のサービス提供事業所の提供基盤から、横ばいで推移すると見込んでいます。				

見込量確保のための方策	近隣市町村等とも連携を図り、必要なサービス量を確保するとともに、圏域内のサービス拡充に向け、自立支援協議会で検討を進める等、サービス提供体制を整備します。
-------------	---

(イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	利用は見込んでいません。				
見込量確保のための方策	近隣市町村等とも連携を図り、必要なサービス量を確保するとともに、自立支援協議会で検討を進めます。				

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	関係事業所と連携しながら、事業所拡充を進めます。				
見込量確保のための方策	一人暮らしに移行する際の不安解消等、個別のケースにあわせ、十分な支援が行えるよう、サービス提供の基盤整備に努めます。				

イ 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	67	69	71
事業の実施に関する考え方	地域移行、地域生活の実現のために必要なサービスですが、釜石圏域では、共同生活援助の提供基盤が不足しており、事業所の新設や増設が必要です。				
見込量確保のための方策	当面は圏域外の事業所も活用しながら見込量の確保を図りますが、自立支援協議会で検討を進め、釜石圏域において十分なサービスが提供できるよう、基盤整備に努めます。				

ウ 施設入所支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	139	138	137
事業の実施に関する考え方	待機者の解消、特別支援学校卒業生の進路、施設入所者の地域移行等を考慮して、ゆるやかな減少を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	関係機関との連携を図り、既存事業所の円滑な運営を支援します。				

## エ 地域生活支援拠点等

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	サービス見込量	見込量	設置箇所数	1	1
コーディネーターの配置人数			1	1	1
検証・検討回数			2	2	2
事業の実施に関する考え方	地域生活支援拠点の機能を充実させるよう、全体的な調整を行うコーディネーターの設置を継続し、効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めます。				
見込量確保のための方策	強度行動障がい者及び高次機能障がい者等の状況や支援ニーズを把握するため、地域の事業者や行政、知己住民との連携を図り、支援体制の整備について検討を進めます。				

## (4) 相談支援

### ア 計画相談支援

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	サービス見込量 (月間量)	見込量	利用者数	122	128
事業の実施に関する考え方	これまでの実績及び各種サービス見込量から、増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員が不足している状況であることから、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。				

### イ 地域移行支援

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	サービス見込量 (月間量)	見込量	利用者数	3	3
事業の実施に関する考え方	施設入所支援利用者や精神科病院からの地域移行者数を基に見込量を算出しています。				
見込量確保のための方策	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、個別のケースにあわせ、必要な支援体制を確保します。				

### ウ 地域定着支援

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	サービス見込量 (月間量)	見込量	利用者数	3	3
事業の実施に関する考え方	これまでの利用実績はありませんが、今後の利用ニーズを勘案して見込量を算出しています。				



見込量確保のための方策	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、個別のケースにあわせ、必要な支援体制を確保します。
-------------	---

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	48	52	56
	人日分	115	127	139	
事業の実施に関する考え方	幼児教育・保育施設に通っている児童や特別支援学校に通学している児童等の療育の場として利用が必要とされており、利用量の増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	圏域内で必要なサービスが提供できるよう、新規事業者の参入等について検討し、利用者の居場所の確保に努めます。				

### イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	78	82	86
	人日分	636	668	700	
事業の実施に関する考え方	特別支援学校に通学している児童や特別支援学級へ通級している児童の放課後活動や長期休暇中の活動の場として、利用量の増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	圏域内で必要なサービスが提供できるよう、新規事業者の参入等について検討し、利用者の居場所の確保に努めます。				

### ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	13	14	14
	人日分	24	25	25	
事業の実施に関する考え方	これまでの実績から、見込み量を算出しています。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

### エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。				
見込量確保のための方策	事業実施に向け、既存事業所と協議検討を行い、必要なサービスが提供できるよう、基盤整備を進めます。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

## イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。				
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。				

## (7) 障がい児相談支援 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	32	36	41
事業の実施に関する考え方	障がい児通所支援サービス利用者全員が計画作成対象のため、これまでの実績等から増加を見込んでいます。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員が不足している状況であることから、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、計画作成に必要な体制を確保します。				

## (8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数		1	1	1
事業の実施に関する考え方	令和3年度から、圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置しています。				
見込量確保のための方策	必要なサービスを総合的に調整する医療的ケア児のコーディネーターの配置により、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。				

## (9) 発達障がいに対する支援

### ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

	受講人数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の支援に向けて、自立支援協議会と協議しながら、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施を検討していきます。			
見込量確保のための方策	発達障がい者に対する必要な支援を行えるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の支援に向けて、自立支援協議会と協議しながら、ペアレントメンター養成研修の実施を検討していきます。			
見込量確保のための方策	発達障がい者に対する必要な支援を行えるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の支援に向けて、自立支援協議会と協議しながら、ペアレントメンター養成研修の実施を進めていきます。			
見込量確保のための方策	発達障がい者に対する必要な支援を行えるよう、関係機関との連携を図ります。			

### (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	4	4	4
		参加者数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	保健、医療、福祉関係者による協議の場については、自立支援協議会地域づくり部会において設置しています。				
見込量確保のための方策	保健、医療及び福祉と地域が連携した支援体制の構築を目指し、サービス利用者や家族のニーズ把握とサービスの提供に努めます。				

#### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	保健、医療、福祉関係者による協議の場については、自立支援協議会地域づくり部会において設置しています。			

見込量確保のための方策	保健、医療、福祉関係者による協議の場において、毎年度末には目標の設定及び評価を実施します。
-------------	---

#### ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。			
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。			
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。			
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。			
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	4	4	4

事業の実施に関する考え方	自立支援協議会と協議しながら、適切なサービス提供に向けた検討を進めます。
見込量確保のための方策	必要なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図ります。

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	0
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	0
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	0

## 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (実施回数)	0	0	0

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		2	2	2	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		2	2	2	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		2	2	2	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	2	2	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		2	2	2	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	3	3	3	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	1	1	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	7	7	7	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	2	2	2	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	7	7	8	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	4	4	4	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	1,380	1,380	1,380	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	3	3	3	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	7	6	6	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	3	3	3	実利用見込者数
	時間	173	173	173	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	7	7	8	箇所数
	人	75	77	79	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	1	1	1	箇所数
	人	3	3	3	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	1,291	5	14	8	7	13	16	57	118	81	972
2	467	1	5	0	1	4	4	21	40	34	357
3	509	1	1	2	0	9	7	20	29	29	411
4	713	2	3	0	0	4	7	13	53	38	593
5	192	0	0	1	0	3	4	15	12	16	141
6	232	0	0	1	0	3	5	9	19	8	187
計	3,404	9	23	12	8	36	43	135	271	206	2,661

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	320	32	223	65
B	598	75	455	68
計	918	107	678	133

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	521	1	248
通院患者数	1,448	2	466
合計	1,969	3	135
		合計	849

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

### (1) 障がい福祉サービスの充実

当圏域では、障害福祉サービス事業所の偏在や特定のサービスの供給量が不足するなどしており、サービスの量的、質的な拡大が課題となっています。

### (2) 相談支援提供体制の充実・強化

障がい者が日々の困りごとを気軽に相談できるよう、相談支援体制を身近な地域で整備し、各種機能の更なる強化・充実に努めることが必要であるとともに、障がい者の地域生活支援のための障害福祉サービス事業所間の連携が課題となっています。

### (3) 地域移行支援の拡充

施設から地域への移行・定着、障がい者の就労機会の確保・拡大に取り組み、障がい者の自立した地域生活を促進していくことが課題となっています。

### (4) 虐待の防止及び不利益な取扱いの解消

障害者虐待防止法、障害者差別解消法を踏まえ、障がい者の権利を擁護する取組を推進していくことが課題となっています。

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもや特別な支援を必要とする障がい児が地域の中で必要な支援を受けられるよう、地域での受入体制の構築や関係機関との連携強化が課題となっています。

【今後の方向性】

(1) 障がい福祉サービス事業者の新規参入や既存事業者の体制拡充を促進し、必要なサービスを必要な時に必要なだけ受けられる体制を整備します。

(2) 地域の相談支援体制を強化するとともに、サービス等利用計画におけるモニタリングや計

画更新時の相談支援事業所とサービス事業所等との連携体制を強化します。

- (3) グループホームの整備や常時の支援体制の確保に努めるほか、新規就労者、地域移行者等の就労、職場定着のための支援を促進するとともに、農福連携の取組により就労機会の確保・拡大を目指します。
- (4) 障害者差別解消支援地域協議会において差別事案に係る協議や困難事例の検討を行うほか、成年後見センターの設立に向けた協議を進めるなど、障がい者の権利擁護、差別解消を促進します。
- (5) 必要なサービスの確保や関係機関との協議、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置等に取り組み、障がい児の支援体制の確保に努めます。また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を目指します。

### 3 地域移行と一般就労移行の数値目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
195	182	13	6.7

#### (2) 地域生活支援の充実

##### ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		0	1
1			

##### イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
4	1	4	1	4	1

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度



13	18	11	16
----	----	----	----

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
0	3	2	5

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
11	19	25	

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
	1

##### (2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
	1

##### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
	1

##### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
	1

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1			1

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1			1

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 訪問系サービス

## ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	94	96	99
		時間分	1,618	1,657	1,706
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	見込量が増加傾向にあり、管内実施事業所の体制拡充によりサービス提供体制の確保に努めます。				

## イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		時間分	0	0	0
事業の実施に 関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保の ための方策					

## ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	2	2	2
		時間分	6	6	6
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	1	1
		時間分	55	55	55
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		利用単位数	0	0	0

事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供します。
見込量確保のための方策	利用対象者の見込はないが、管内実施施設のほか県内実施施設とも連携してサービス提供体制の維持に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	298	304	310
		人日分	5,795	5,890	6,005
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供します。				
見込量確保のための方策	見込量が増加傾向にあり、管内実施事業所の体制拡充によりサービス提供体制の確保に努めます。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
		人日分	16	16	16
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用対象者は見込まれるものの、圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	36	36	36
		人日分	765	765	765
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や精神科病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

### エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		4	4
事業の実施に関する考え方		障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、適正にあった選択の支援を行います。			
見込量確保のための方策	新規創設サービスのため、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		16	16
人日分			298	298	298
事業の実施に関する考え方	一般企業、福祉型就労での事業所等への就労を希望する障がい者に、適正にあった職探しや就労後の職場定着の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

### カ 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		24	26
人日分			458	478	498
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づき、就労の機会の提供などの支援や一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が微増傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		365	371
人日分			6,154	6,257	6,360
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労の機会を提供し、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が増加傾向にあり、管内実施事業所の体制拡充によりサービス提供体制の確保に努めます。				

### ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		15	17
人日分					
事業の実施に関する考え方	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が微増傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		31	31
人日分					

事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行います。
見込量確保のための方策	利用対象者が見込まれるものの、圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	15	19	23
	人日分	146	186	226	
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、施設等に入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が増加傾向にあり、管内実施事業所の体制拡充によりサービス提供体制の確保に努めます。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	介護する人が病気等の場合に、障がい者を病院等に入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	理解力や生活力等が十分でない障がい者の一人暮らしを支援するため、定期的な居宅訪問や随時の対応等により日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。				
見込量確保のための方策	利用対象者は見込まれるものの、圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### イ 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	222	232	232
事業の実施に関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。				

見込量確保のための方策	見込量が微増傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。
-------------	---

#### ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	192	189	186
事業の実施に関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保のための方策	見込量が減少傾向にあり、管内実施施設のほか県内実施施設とも連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

#### エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置箇所数	1	1	1
		コーディネーターの配置人数	1	1	1
		検証・検討回数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備して障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。				
見込量確保のための方策	管内関係機関と連携して検討を行い、圏域での拠点の整備に努めるほか、運用状況を検証・検討し、機能の充実を図ります。				

### (4) 相談支援

#### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	216	221	226
事業の実施に関する考え方	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。				
見込量確保のための方策	見込量が増加傾向にあり、管内特定相談支援事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

#### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	5	6

事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための相談などを行います。
見込量確保のための方策	見込量が微増傾向にあり、管内一般相談支援事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

## ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	4	4
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内一般相談支援事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	28	30	32
		人日分	145	158	171
事業の実施に関する考え方	療育の観点から集団指導及び個別療育を行う必要がある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	26	30	32
		人日分	291	357	389
事業の実施に関する考え方	学校に就学し、支援が必要と認められた障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日にサービス提供事業所に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

### ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	8	10	11
		人日分	66	90	102



事業の実施に関する考え方	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

## エ 居宅型訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	4	5
	人日分	8	20	38	
事業の実施に関する考え方	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度心身障害児等に対して児童発達支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	5	5	5
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。				
見込量確保のための方策	利用対象者の見込はないが、管内実施施設のほか県内実施施設とも連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
事業の実施に関する考え方	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うほか、医学的治療を行います。				
見込量確保のための方策	圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。				

## (7) 障がい児相談支援

### 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	23	23	23

事業の実施に関する考え方	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援するため、サービスの支給決定前に、障がい児又は保護者の意向を勘案し、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内障害児相談支援事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

**(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**  
**市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数		1	1
事業の実施に関する考え方	医療的ケアを必要とする障がい児が地域の中で必要な支援を受けられるよう、コーディネーターを配置して関係機関との連携体制を構築します。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携してコーディネーターの養成及び確保に努めます。			

**(9) 発達障がいに対する支援**

**ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数**

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数		15	16
事業の実施に関する考え方	発達障がいの子どもを持つ保護者を支援するため、子どもへの適切な対応方法を学ぶ機会を提供し、発達障がい者等の支援の充実を図ります。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。			

**イ ペアレントメンターの人数**

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		2	2
事業の実施に関する考え方	発達障がいの子どもを持つ保護者を支援するため、相談や助言を行うペアレントメンターを配置し、発達障がい者等の支援の充実を図ります。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。			

**ウ ピアサポートの活動への参加人数**

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数		1	2
事業の実施に関する考え方	発達障がい者が相互に支援できる場を提供し、発達障がい者等の支援の充実を図ります。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。			

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数		5	5
	参加者数		45	45	45
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉サービス等が包括的に確保された支援体制を構築します。				
見込量確保のための方策	保健、医療、福祉、行政等関係機関で連携し、協議の場の開催及び参加者の確保に努めます。				

イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数		4	4
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉サービス等が包括的に確保された支援体制を構築します。				
見込量確保のための方策	保健、医療、福祉、行政等関係機関で連携し、目標設定及び評価の実施に努めます。				

ウ 精神障がい者の地域移行支援

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	人数		1	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所している精神障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための相談などを行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内一般相談支援事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

エ 精神障がい者の地域定着支援

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	人数		1	1
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する精神障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内一般相談支援事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。				

オ 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

	利用者数	31	31	31
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。			
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。			

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	理解力や生活力等が十分でない精神障がい者の一人暮らしを支援するため、定期的な居宅訪問や随時の対応等により日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。			
見込量確保のための方策	利用対象者は見込まれるものの、圏域にサービス提供事業所がないことから、県内実施事業所と連携してサービス提供体制の確保に努めます。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	13	13	13
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や精神科病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。			
見込量確保のための方策	見込量が横ばい傾向にあり、管内実施事業所と連携してサービス提供体制の維持に努めます。			

### 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	0
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	0
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	0

### 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有 (実施回数)	4	4	4

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		4	4	4	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		4	4	4	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		4	4	4	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		4	4	4	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		4	4	4	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	10	11	12	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	1	1	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	81	91	101	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	3	3	3	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	12	12	12	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	14	14	14	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	9	9	9	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	2,162	2,162	2,162	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	3	3	3	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	5	6	6	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	7	7	8	実利用見込者数
	時間	64	114	164	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	4	4	4	箇所数
	人	130	135	140	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	7	7	7	箇所数
	人	11	11	11	実利用見込者数

**1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）**

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	861	3	10	3	0	18	27	35	79	64	622
2	395	0	1	0	0	6	6	27	36	39	280
3	452	0	5	1	0	5	5	14	20	27	375
4	561	0	7	1	0	8	8	11	41	39	446
5	147	0	0	0	0	2	1	11	11	10	112
6	164	0	3	0	1	1	5	2	9	13	130
計	2,580	3	26	5	1	40	52	100	196	192	1,965

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	263	38	184	41
B	439	44	363	32
計	702	82	547	73

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	127	1	328
通院患者数	1,539	2	365
合計	1,666	3	32
		合計	725

**2 地域の課題と今後の方向性**

【当圏域の主な地域課題】

- (1) 圏域に基幹相談支援センターがなく、困難ケースの検討や相談支援従事者に対する支援が十分でない状況にあります。
- (2) 障がい福祉サービスを利用できる対象者の範囲が拡大され、ニーズも多様化していますが、対応できる障がい福祉サービスに限られている状況にあります。
- (3) 福祉的就労従事者の賃金・工賃が、県平均に比べ低い事業所が多い状況にあります。
- (4) 令和5年度地域移行希望等調査の結果、久慈圏域で21名の地域移行希望者がいますが、グループホーム数等、地域生活に移行するための資源の不足や環境が十分でない状況にあります。

【今後の方向性】

- (1) 総合相談体制の整備

久慈地域障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を中心とした各関係機関同士の情報共有や連携強化を図り、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

また、協議会生活支援分科会との連携により研修会等を実施し、サービス提供の質的向上を図ります。

- (2) ニーズに対応したサービス資源の確保

サービスの多様化に応じた事業を新規に行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等による新たな事業者参入の促進を図るとともに、支援者の人材確保・育成に努めます。

- (3) 雇用・就労の拡大

障がい者雇用率が引き上げとなることから、協議会就労支援分科会をはじめ、地元企業及び関係機関とのネットワークにより、障がい者の雇用確保に努めます。

また、福祉的就労については、賃金・工賃が県平均より低い事業所が多いことから、研修会の情報提供、経営改善事業及び物品や役務の優先調達（ハート購入）等により、賃金・工賃の向上を図ります。

(4) 障がい者の地域生活の支援

協議会での検討等を通じてグループホームなどの住まいの場の拡充を図ります。

また、地域生活に移行した障がい者が安心して充実した生活を送れるよう、日中活動の場の拡充や、成年後見制度等による権利擁護の推進に努めます。

(5) 早期療育体制の整備

協議会療育分科会等での検討を通じて関係機関との連携を強化し、一貫した効果的な支援を身近で提供する体制づくりを目指します。

また、早期療育に携わる機関等の支援の質的向上を図ります。

(6) 障がい者差別の解消

障がい者、あるいは障がいそのものへの理解を広め、差別や偏見を解消するため、協議会と連携し講演会や研修会の開催等により普及・啓発に努めます。

(7) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、利用者のニーズ・既存のサービス等の整備状況に応じ、協議会等の場を用いて関係機関等が参画して地域生活支援拠点等の整備を検討し、市町村または圏域に1ヶ所以上の設置を目指します。

(8) コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする障がい児が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

(9)ペアレントトレーニング等の支援体制の構築

障がい児に関わる支援者の支援力向上、支援者相互の連携や交流づくりを目的とした研修会・検討会の開催等を通じて支援体制の構築に努めます。

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、保健、医療、福祉関係者等による協議の場の整備、精神障がい者の地域移行や地域定着等を支援します。

(11) 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別や多様化する各種のニーズに対応できる専門的知識をもった人材の育成、相談支援体制の充実に努めます。

(12) 障がい福祉サービスの質の向上

障がい福祉サービス事業所に係る研修への市町村職員の参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に努めます。

### 3 地域移行と一般就労移行の数値目標



(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		
149	140	9	9

(2) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
		0	1
1			

イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
2	2	2	3	1	6

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
1	5	0	4

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
1	4	0	4

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	

0	4	25%
---	---	-----

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
4		1	3

##### (2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
4		1	3

##### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
4		1	3

##### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
9		1	8

##### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)	(内訳)	市町村単独	圏域
1		0	1

##### (6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)	(内訳)	市町村単独	圏域
5		—	—

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
1	1

(2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	45	48	51
	時間分	565	595	630	
事業の実施に関する考え方	地域移行の推進により、地域で生活する障がい者の増加が見込まれることから、身近な地域でサービスが受けられるよう、圏域全市町村での事業実施を継続します。 また、ヘルパーの人材確保、併せて、研修会等による資質の向上を図り、障がいの重い方も安心して生活できるよう受入体制の充実に努めます。				

見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充を図り、かつ事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。
-------------	---

## イ 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	4	14
	時間分	265	355	356	
事業の実施に関する考え方	地域移行の推進により、地域で生活する障がい者の増加が見込まれることから、身近な地域でサービスが受けられるよう、圏域全市町村での事業実施を継続します。 また、ヘルパーの人材確保、併せて、研修会等による資質の向上を図り、障がいの重い方も安心して生活できるよう受入体制の充実に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充を図り、かつ事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	1	1	1
	時間分	2	2	2	
事業の実施に関する考え方	地域移行の推進により、地域で生活する障がい者の増加が見込まれることから、身近な地域でサービスが受けられるよう、圏域全市町村での事業実施を継続します。 また、ヘルパーの人材確保、併せて、研修会等による資質の向上を図り、障がいの重い方も安心して生活できるよう受入体制の充実に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充を図り、かつ事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	時間分	9	9	9	

事業の実施に関する考え方	地域移行の推進により、地域で生活する障がい者の増加が見込まれることから、身近な地域でサービスが受けられるよう、圏域全市町村での事業実施を継続します。 また、ヘルパーの人材確保、併せて、研修会等による資質の向上を図り、障がいの重い方も安心して生活できるよう受入体制の充実に努めます。
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充を図り、かつ事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	0
	利用単位数	0	0	0	
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策					

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	227	230	234
	人日分	4,350	4,410	4,485	
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	3
	人日分	38	38	60	

事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者を利用者の拡充を促すとともに、関係機関との連携に努め、サービス提供体制の整備・充実に努めます。

## ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	33	34	36
	人日分	634	654	696	
事業の実施に関する考え方	支援が必要な知的障がい者、精神障がい者に対し、生活能力の維持向上に必要な訓練を行うことにより、自立した地域生活の実現を支援します。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数		2	5
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや支援機関選びができるよう支援を行うとともに、関係機関の連携強化を図り、障がい者の雇用拡大に努めます。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	5	5	6
	人日分	103	103	118	
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行うとともに、関係機関の連携強化を図り、障がい者の雇用拡大に努めます。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携してニーズ把握に努め、サービス提供体制の整備・充実に努めます。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

カ 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	19	21	24
		人日分	368	418	478
事業の実施に関する考え方	<p>一般企業等での就労が困難な障がい者に、生産活動等の機会を通じ、就労に必要な知識・能力の向上を図るとともに、雇用契約に基づく労働機会の提供に努めます。</p> <p>また、受け入れ企業の開拓等、就労に向けた支援を行うとともに、障がい者の就労の場の拡大と農業分野における担い手の確保に向けた連携（農福連携）の推進に努めます。</p>				
見込量確保のための方策	<p>関係機関と連携してニーズ把握に努め、サービス提供体制の整備・充実を図ります。</p> <p>また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。</p>				

キ 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	306	311	316
		人日分	5,690	5,790	5,880
事業の実施に関する考え方	<p>一般企業等への就労が困難な障がい者に、生産活動等の機会を通じ、就労に必要な知識・能力の向上を図ります。</p> <p>また、受け入れ企業の開拓等、就労に向けた支援を行うとともに、障がい者の就労の場の拡大と農業分野における担い手の確保に向けた連携（農福連携）の推進に努めます。</p>				
見込量確保のための方策	<p>既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。</p> <p>また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。</p>				

ク 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	3	3	5
事業の実施に関する考え方	<p>一般企業等へ就労移行した障がい者が、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じたときに、企業や自宅等への訪問により生活リズムや家計・体調管理等、課題解決に向けた支援を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。</p> <p>また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。</p>				

## ケ 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	26	26	26
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実を図ります。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者を利用者の拡充を促すとともに、関係機関との連携に努め、サービス提供体制の整備・充実を図ります。				

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	27	29	32
		人日分	326	350	379
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護者が病気等で介護が困難になった場合、身近な施設等で短期的に介護を行い、継続的な在宅生活を支援するとともに介護者の負担の軽減を図ります。				
見込量確保のための方策	圏域のサービス事業者を中心に、入所施設の空き居室の利用など、身近な地域でサービスが利用できるよう努めます。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	1	2
		人日分	3	3	8
事業の実施に関する考え方	地域で生活する、特に医療行為の必要な障がい者に対し、介護者が病気等で介護が困難になった場合、身近な施設等で短期的に介護を行い、継続的な在宅生活を支援するとともに介護者の負担の軽減を図ります。				
見込量確保のための方策	サービスが必要となったときに対象者が困らないよう、普段利用する医療施設と連携し、適切なサービスが受けられるよう努めます。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------



(月間量)	見 込 量	利用者数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等から一人暮らしを希望する障がい者を訪問し、本人の意思を尊重した地域生活支援のため、定期的な訪問等を通じて、生活や体調等の課題について確認し、適切な支援・助言や必要に応じて医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## イ 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	120	123	128
事業の実施に関する考え方	地域で自立した日常生活を営むために、家事等日常生活の援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。 また、関係機関や事業者と連携して、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	圏域のサービス事業者を中心に、身近な地域でサービスが利用できるよう努めます。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	152	150	147
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい者に対し、日常生活上必要な介護を行うとともに、他のサービスと合わせて効果的な支援が行われるよう、相談・助言等を行います。				
見込量確保のための方策	現在の入所者の地域移行を進めるとともに、関係機関との連携に努め、サービス提供体制の整備・充実を図ります。				

## エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	設置箇所数	0	0	1
		コーディネーターの配置人数	0	0	1
		検証・検討回数	2	3	6
事業の実施に関する考え方	各市町村または圏域に少なくとも1つ以上設置するとともに、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び支援を実施します。				

見込量確保のための方策	各市町村または圏域における地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた取組を支援します。
-------------	---

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	120	123	126
事業の実施に関する考え方	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。 また、相談支援従事者を対象とした研修を実施し、支援技術の向上を図ります。				
見込量確保のための方策	利用者全員の計画相談支援を実施するため、相談支援事業者の体制整備等、状況把握に努めながら適正な支援を行います。 また、相談支援従事者の計画的養成や資質の向上を支援しながら、相談支援提供体制の量的拡大に努めます。				

##### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	4	5
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。				
見込量確保のための方策	ニーズ把握に努めるとともに、関係機関と連携し体制整備を推進します。				

##### ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	23	24	26
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	ニーズ把握に努めるとともに、関係機関と連携し体制整備を推進します。				

#### (5) 障がい児通所支援

##### ア 児童発達支援

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	17	19	21
		人日分	114	127	139
事業の実施に関する考え方	障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供します。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	95	98	101
		人日分	1,349	1,394	1,439
事業の実施に関する考え方	就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。				
見込量確保のための方策	利用希望者が多く、今後、利用者の増加が見込まれることから、ニーズの把握とともに、利用者及び事業所の状況などを勘案し、サービス利用の適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保、利用の充実に努めます。				

## ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	4	4	5
		人日分	8	8	9
事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。				

## エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	3	3	4
		人日分	6	6	10

事業の実施に関する考え方	外出することが著しく困難な重度の障がい児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	3	3
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障がい児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	現在、圏域には該当する施設がないため、必要に応じ市町村や近隣の圏域と連携し、適切な支援の確保に努めます。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	4	4	4
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障がい児入所施設または指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	現在、圏域には該当する施設がないため、必要に応じ市町村や近隣の圏域と連携し、適切な支援の確保に努めます。				

## (7) 障がい児相談支援

### 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	16	18	21
事業の実施に関する考え方	障がい児通所支援の給付決定等について、障がい児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障がい児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。				
見込量確保のための方策	ニーズの把握とともに、サービス利用の適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保、支援の充実に努めます。				

## (8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### 市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

	配置人数	2	3	5
事業の実施に関する考え方	医療的ケアを必要とする障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。			
見込量確保のための方策	令和4年度までに1名の配置を目指し、ニーズ等の動向把握に努めるとともに、コーディネーターを担う相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の養成を行い支援体制の整備に努めます。			

(9) 発達障がいに対する支援

ア パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	発達障がい児等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者を養成し、パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援に取り組みます。			
見込量確保のための方策	支援者の支援力向上、支援者相互の連携や交流づくりを目的とした研修会・検討会を開催します。 また、パARENTトレーニング実践研修を開催し、保護者等の支援者に対するパARENTプログラム等の支援プログラム等の普及に努めます。			

イ パARENTメンターの人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	発達障がい児の保護者等を支える人材の育成を図るため、パARENTメンターの養成に取り組みます。			
見込量確保のための方策	支援者の支援力向上、支援者相互の連携や交流づくりを目的とした研修会・検討会を開催します。 また、パARENTメンター養成講座を開催し、パARENTメンターの養成を行うとともに、継続研修により活動中の者の資質向上に努めます。			

ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数	4	4	5
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供に取り組みます。			
見込量確保のための方策	支援者の支援力向上、支援者相互の連携や交流づくりを目的とした研修会・検討会を開催します。 また、市町村と連携してピアサポートの場の提供を促進するとともに、研修会等によりピアサポートに対応する人材養成に努めます。			

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

**ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	開催回数	2	2	3
	参加者数	16	16	16	
事業の実施に関する考え方	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、協議会生活支援分科会に設置します。				
見込量確保のための方策	研修会の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場の充実を支援します。				

**イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	実施回数	0	0	2
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。				
見込量確保のための方策	研修会の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場における目標設定及び評価の実施を支援します。				

**ウ 精神障がい者の地域移行支援**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	人数	5	5	8
事業の実施に関する考え方	精神科病院への入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修会の実施等により相談支援従事者の養成を行います。				

**エ 精神障がい者の地域定着支援**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	人数	6	6	9
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修会の実施等により相談支援従事者の養成を行います。				

**オ 精神障がい者の共同生活援助**

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	31	33	36

事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPO など多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を図ります。

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		5	5
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。			
見込量確保のための方策	指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練または共同生活援助）、指定障がい者支援施設または指定相談支援事業所の参入を促進します。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		26	27
事業の実施に関する考え方	支援が必要な精神障がい者に対し、生活能力の維持向上に必要な訓練を行うことにより、自立した地域生活の実現を支援します。 また、広域でのサービス利用もあることから、近隣圏域との調整を図ります。			
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 また、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報提供等を行うことにより、サービス提供事業者の新規参入を促進します。			

### 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	3
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	4
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	13	14

### 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (市町村数)	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有 (実施回数)	4	4	4



10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		3	3	3	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		2	2	2	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		1	1	4	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	0	0	2	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		4	4	4	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		0	0	0	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	3	3	4	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		4	4	4	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	30	30	31	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	9	9	9	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	9	9	9	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	29	29	29	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	2,060	2,060	2,060	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕	件	3	3	3	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	6	6	6	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	6	6	6	実利用見込者数
	時間	185	185	185	延べ利用見込時間数

10 地域活動支援センター						
	(1) 自市町村分	か所	10	10	10	箇所数
		人	55	55	55	実利用見込者数
	(2) 他市町村分	か所	11	11	12	箇所数
		人	20	20	22	実利用見込者数

## 1 障がい者の現状（人）（令和5年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	915	2	10	1	2	12	19	47	76	55	691
2	364	0	0	1	1	1	6	15	31	20	289
3	406	1	4	1	0	4	2	12	22	20	340
4	504	2	4	2	0	3	3	11	36	28	415
5	148	0	1	0	0	1	1	3	15	18	109
6	182	0	1	0	1	2	4	10	13	5	146
計	2,519	5	20	5	4	23	35	98	193	146	1,990

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	203	28	129	46
B	456	40	363	53
計	659	68	492	99

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	100	1	114
通院患者数	998	2	330
合計	1,098	3	108
		合計	552

## 2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

- (1) 障害福祉サービス事業者等が実施するサービスの種類について偏りがあることから、全ての障がい者が希望するサービスを利用できる状況までにはありません。また、サービスの地域的な偏在も見られ、入所施設や精神科病院の周辺に居住の場となるグループホーム、生活介護などのサービスが集中している等、希望する地域で希望するサービスを利用できない状況があります。
- (2) 障がい者が地域で安心して暮らすために、地域生活支援拠点等の整備を進め総合的な支援を行なう仕組みづくりが必要です。
- (3) 地域において社会参加をしながら安定した生活を営むことができるよう、日中活動の場や障がい者の就労ニーズに応じた多様な就労機会の確保が求められています。また、就労継続支援事業所等における更なる工賃水準の向上に取り組む必要があります。
- (4) 地域で生活する障がい者を経済的なトラブルや犯罪から守るとともに、福祉サービスの利用援助や権利擁護に関する取組みを一層充実させる必要があります。
- (5) 地域生活、就労、社会参加等の支援をするため、市町村が共同で相談支援体制を構築しており、相談支援事業所や関係機関等の相互連携や分担体制などは年々整備されてきていますが、支援の対象が広がったため相談が増加していることなどから、多様な相談ニーズに対応した相談支援体制の一層の充実が求められています。
- (6) 障がい児をはじめ、発達上の問題等を抱える子どもやその家族を、乳幼児期から青年期まで切れ目なく支援する体制を確立していく必要があります。

【今後の方向性】

### (1) 障がい福祉サービスの充実による支援体制の整備

- 地域自立支援協議会を中心に、地域移行など障がい者の個別の希望をもとに地域に必要な支援

体制を具体的に検討し、効率的にサービス提供できるよう計画的なサービスの確保に努めます。特に、地域生活への移行を希望する障がい者の居住の場としてグループホームを全ての市町村に整備することを推進するとともに地域生活支援拠点等の整備を図ります。

- 障がいの程度や種別にかかわらず、どの地域においても自立して生活できるよう、多様な活動の場の確保・提供に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した 地域包括ケアシステムの構築を支援します。

**(2) 多様な就労機会の確保**

- 障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、特別支援学校、就労関係サービス事業所等関係機関との連携により、障がい者の一般就労を支援します。
- 就労継続支援事業所等を利用する障がい者の経済的な安定を図るため、工賃引き上げ計画策定、支援者の生産及び販売に対するスキルアップ等の工賃アップに向けた取り組みを支援します。また、障害福祉サービス事業所等の生産品を販売する機会を増やすほか、販路を拡大する取り組みを支援します。
- 作業能力や障害程度にかかわらず、多くの障がい者が働くことができるよう、多様な就労形態の創出への取り組みを支援します。

**(3) 障がい者の自立生活支援**

- 障がい者の権利が尊重され、地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護支援の取り組みを進めていきます。
- 障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止に関する啓発を行うとともに、関係団体等と連携して障がいに対する理解の促進に努めます。

**(4) 相談支援体制の充実**

近年多様化している困難事例に対する相談にも応じることができるよう、基幹相談支援センター機能の充実強化を図ります。

**(5) 障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保**

- 障がい児をはじめ、発達上の問題を抱える子どもやその家族を支援するため、教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制の整備の取組を支援します。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を市町村に働きかけます。
- また、発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、保護者等へのペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援や、発達障害の診断を専門的に行う医療機関の確保に取り組みます。

**(6) 障がい福祉サービスの質の向上**

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を市町村と共有するように努めます。

**3 地域移行と一般就労移行の数値目標**

**(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行**

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度末 (B)		

135	127	8	10
-----	-----	---	----

(2) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等

【目標値】 令和8年度末 (箇所)	(内訳)	市町村単 (箇所)	圏 域 (箇所)
		1	3
4			

イ 運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数	検証及び検討を 行う市町村数	検証及び検討の 回数
4	1	4	1	4	2

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者		イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
9	18	6	12

ウ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数		エ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	令和3年度	【目標値】 令和8年度
1	6	3	8

オ 就労定着支援事業の利用者数		カ 就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和3年度	【目標値】 令和8年度	【目標値】 令和8年度	
1	5	25	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
-	1

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
1	1

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
-	1

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
-	1

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 令和8年度末 (整備数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
-	1

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和8年度末 (配置数)
1

(内訳)

市町村単独	圏域
-	1

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基幹相談支援センターの設置

【目標値】 令和8年度末 (箇所数)
2

(内訳)

市町村単独	圏域
	2

### (2) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】 令和8年度末 (市町村数)
4

## 7 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	146	153	160
	時間分	1,201	1,239	1,277	
事業の実施に関する考え方	身近なところでサービスが受けられるよう全市町村での事業実施を継続するとともに、重い障がいのある方も安心して地域で生活できるよう体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	ヘルパーの確保やサービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。				

#### イ 重度訪問介護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------

(月間量)	見 込 量	利用者数	2	3	4
		時間分	11	16	26
事業の実施に関する考え方	身近なところでサービスが受けられるよう全市町村での事業実施を継続するとともに、重い障がいのある方も安心して地域で生活できるよう体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	ヘルパーの確保やサービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。				

## ウ 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		見 込 量	利用者数	6	8
		時間分	72	91	115
事業の実施に関する考え方	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の支援等を行います。				
見込量確保のための方策	サービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。				

## エ 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		見 込 量	利用者数	5	7
		時間分	26	30	34
事業の実施に関する考え方	障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動するとき生じる危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。				
見込量確保のための方策	サービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。				

## オ 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		見 込 量	利用者数	0	0
		利用単位数	0	0	0
事業の実施に関する考え方	過去の実績等を踏まえ、見込量は設定していません。				
見込量確保のための方策	現時点ではサービス見込量を設定していませんが、今後利用ニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の確保について検討します。				

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

サービス見込量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
---------	-----	-------	-------	-------



(月間量)	見 込 量	利用者数	320	326	333
		人日分	5,855	5,946	6,033
事業の実施に関する考え方	特別支援学校卒業生等や介護者の負担軽減のための新たな利用もみられ、需要が増えることが見込まれるため、身近な地域で利用ができるよう体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の定員拡大等により、サービス見込量の確保に努めます。				

#### イ 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	3	3	3
		人日分	63	63	63
事業の実施に関する考え方	病院退院後に地域での生活を希望する方等のリハビリの需要がありますが、二戸圏域に事業所がなく他の圏域のサービスを利用していることから、支援体制の整備を推進します。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

#### ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	4	5	5
		人日分	82	105	105
事業の実施に関する考え方	病院退院後に地域での生活を希望する方等のリハビリの需要がありますが、二戸圏域に事業所がなく他の圏域サービスを利用していることから、支援体制の整備を推進します。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

#### エ 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	見 込 量	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数		4	7
事業の実施に関する考え方	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労面の査定・評価）の手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

#### オ 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	見	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	5	7	10

	込 量	人日分	100	143	209
事業の実施に関する考え方	特別支援学校卒業生や働く希望のある方への就労に向けた訓練の実施、適性にあった職場探しや職場定着の支援を推進します。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の隊員を維持し、サービス見込量の確保に努めます。				

#### カ 就労継続支援A型

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	32	34	38
		人日分	677	714	798
事業の実施に関する考え方	特別支援学校卒業生や地域移行者の新たな利用のほか、就労継続支援B型からの利用移行等により、働く希望のある方の需要が増えることが見込まれるため、雇用契約による労働機会の提供を推進します。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の定員を維持し、サービス見込量の確保に努めます。				

#### キ 就労継続支援B型

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	362	369	377
		人日分	6,881	7,102	7,362
事業の実施に関する考え方	特別支援学校卒業生や地域移行者の新たな利用により、働く希望のある方の需要が増えることが見込まれるため、就労に必要な知識・能力の向上を目指した生産活動等の機会の提供を推進します。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促進し、サービス見込量の確保に努めます。				

#### ク 就労定着支援

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	2	3	4
事業の実施に関する考え方	生活リズムや体調の管理等、一般就労への移行に伴って生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

#### ケ 療養介護

	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量 (月間量)	見 込 量	利用者数	11	11	11

事業の実施に関する考え方	医療と介護を必要とする方の訓練や支援の場として需要がありますが、二戸圏域ではサービス確保が難しい状況のため、他の圏域のサービスを利用できるようにします。
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。

## コ 短期入所

### (ア) 短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	35	39	44
	人日分	278	298	332	
事業の実施に関する考え方	地域移行がすすみ、地域生活者が増えることや介護者の負担軽減のための新たな利用もみられ、需要が増えることが見込まれるため、支援体制の整備を推進します。				
見込量確保のための方策	既存の入所施設の定員拡大や新規事業所の参入を促進し、サービス見込量の確保に努めます。				

### (イ) 短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	人日分	14	14	14	
事業の実施に関する考え方	医療と介護を必要とする地域生活者や介護者の負担軽減のため利用する可能性がありますが、二戸圏域ではサービス確保が難しい状況のため、他の圏域のサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	ニーズ把握に努め、希望があった際に確実に利用できるよう医療施設等と連携していきます。				

## (3) 居住系サービス

### ア 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	12	16	20
事業の実施に関する考え方	施設やグループホーム等から地域でひとり暮らしをする方に、生活や家計、体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

### イ 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	187	191	195

事業の実施に関する考え方	希望する地域で生活できるよう、全市町村での事業実施を推進します。
見込量確保のための方策	グループホームへの新規参入を促進するほか、既存施設の整備と利用状況の確認を行い、情報共有します。

#### ウ 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	131	128	124
事業の実施に関する考え方	地域移行が進む一方、自宅やグループホーム等での生活が困難となった障害者の受け入れ等セーフティネットとしての機能が必要です。				
見込量確保のための方策	セーフティネット機能として、自宅やグループホーム等での生活が困難になった人が利用できるよう、サービスの提供体制を確保します。				

#### エ 地域生活支援拠点等

サービス見込量	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	設置箇所数	3	3	4
		コーディネーターの配置人数	1	1	2
		検証・検討回数	1	1	2
事業の実施に関する考え方	圏域において、面的な整備として、障がい者の地域生活を支援する様々な資源を結びつけるネットワーク体制とし、令和8年度末までに拠点の整備及びその機能の充実を目指します。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和8年度までに圏域で面的整備が進むよう支援します。				

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	180	183	186
事業の実施に関する考え方	サービス等利用計画の作成及び適切な継続サービス利用支援を行なう必要があり、相談支援事業所の体制整備を推進します。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会等を通して課題の共有を図るとともに、支援体制の整備に努めます。				

#### イ 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	3	4

事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所又は病院に入院している障がい者の地域移行を推進するための相談支援体制の整備を推進します。
見込量確保のための方策	自立支援協議会等を通して課題の共有を図るとともに、サービス見込量の確保に努めていきます。

## ウ 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	単身で生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援体制の整備を推進します。				
見込量確保のための方策	相談支援事業所等関係機関における連携強化や新規事業所の参入を促進し、サービス見込量の確保に努めていきます。				

## (5) 障がい児通所支援

### ア 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	31	33	37
		人日分	87	94	109
事業の実施に関する考え方	障がいのある子どもにとって必要な療育が受けられるよう、児童発達支援の体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促進し、サービス見込量の確保に努めます。				

### イ 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	108	111	114
		人日分	969	998	1027
事業の実施に関する考え方	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進等を行うための体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存のサービス提供事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促進し、サービス見込量の確保に努めます。				

### ウ 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	33	39	39
		人日分	40	44	48
事業の実施に関する考え方	支援を必要とする児童が保育所等で集団生活に適應するために、専門的な支援や環境に応じた助言を行うための体制整備への支援を行います。				

見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。
-------------	---

## エ 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	0	0	1
	人日分	0	0	1	
事業の実施に関する考え方	重度の障がい等により外出することが困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本宗田の指導や知識技能の付与等を行うための体制整備への支援を行います。				
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。				

## (6) 障がい児入所支援

### ア 福祉型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	11	11	11
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	既存の福祉型障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

### イ 医療型障害児入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	6	6	6
事業の実施に関する考え方	専門医療を必要とする児童が見込まれますが、二戸圏域ではサービス確保が難しい状況のため、他の圏域のサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	ニーズ把握に努め、必要な場合に確実に利用できるよう関係機関と連携していきます。				

## (7) 障がい児相談支援

### 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	43	46	49
事業の実施に関する考え方	サービス等利用計画の作成及び適切な継続サービス利用支援を行なう必要があり相談支援事業者の体制整備を推進します。				
見込量確保のための方策	関係機関との連携によりニーズを把握し、サービス見込量を確保できるよう支援体制の整備に努めます。				

(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数		2	4
事業の実施に関する考え方	医療的ケアが必要な障がい児が、地域で安心して暮らすことを支えるため、支援を総合的に調整する職員の配置を支援します。			
見込量確保のための方策	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和5年度末までに協議の場を設置及びコーディネーターの配置に努めます。			

(9) 発達障がいに対する支援

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講人数		5	6
事業の実施に関する考え方	発達障がい者等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者の養成への支援、及びペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援に取り組みます。			
見込量確保のための方策	ペアレントトレーニング実践研修の開催を支援し、保護者等の支援者に対するペアレントプログラム等の支援プログラム等の普及を図ります。			

イ ペアレントメンターの人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数		0	0
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の保護者等を支える人材の育成を図るため、ペアレントメンターの養成を支援します。			
見込量確保のための方策	ペアレントメンター養成講座の開催を支援し、ペアレントメンターの養成を支援するとともに、継続研修の支援により活動中の者の資質向上を図ります。			

ウ ピアサポートの活動への参加人数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加人数		2	3
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供を支援します。			
見込量確保のための方策	市町村と連携してピアサポートの場の提供を促進するとともに、研修等によるピアサポートに対応する人材の養成を支援します。			

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 開催回数		3	3

	込 量	参加者数	57	57	58
事業の実施に関する考え方	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置を支援します。				
見込量確保のための方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場の充実に支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置を支援します。				

#### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量	実施回数	3	3	4
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。			
見込量確保のための方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場における目標設定及び評価の実施を支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置に取り組みます。			

#### ウ 精神障がい者の地域移行支援

	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量	人数	2	2	4
事業の実施に関する考え方	精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を支援します。			
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の支援により相談支援従事者の養成を支援します。			

#### エ 精神障がい者の地域定着支援

	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量	人数	2	2	4
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。			
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の支援により相談支援従事者の養成を支援します。			

#### オ 精神障がい者の共同生活援助

	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス見込量	利用者数	47	49	51
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保の支援に努めます。			



見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。
-------------	---

#### カ 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		6	6
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整の支援を行います。			
見込量確保のための方策	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。			

#### キ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数		3	3
事業の実施に関する考え方	病院退院後に地域での生活を希望する方等のリハビリの需要がありますが、二戸圏域に事業所がなく他の圏域のサービスを利用していることから、支援体制の整備を推進します。			
見込量確保のための方策	関係機関と連携しニーズを把握しながら、サービス見込量を確保できるよう情報収集や調整に努めます。			

### 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7	7	8
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6	6	7
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	7

### 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	見込数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（市町村数）	4	4	4

障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有 (実施回数)	15	15	15
--	----	----	----

10 市町村地域生活支援事業に関する事項（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		1	2	2	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		2	2	2	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		4	4	4	実施市町村数
基幹相談支援センターの設置	か所	2	2	2	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		4	4	4	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		0	0	0	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	5	5	6	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		4	4	4	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	13	14	14	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	4	4	5	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	7	5	6	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	7	9	8	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	8	7	8	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	1,710	1,720	1,730	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	3	4	4	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	8	8	8	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	91	92	93	実利用見込者数
	時間	4,062	4,072	4,082	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	7	7	7	箇所数
	人	1,012	1,022	1,032	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	5	5	5	箇所数
	人	7	7	7	実利用見込者数